令和6年度　第3回
中央区協議会（東地域分科会）
次　第

日時：令和６年６月 20 日（木）午後１時 30 分から
会場：東行政センター　31・32 会議室

１　開会

２　会長挨拶

３　区長挨拶

４　議事

（１）協議事項について

ア　令和６年度地域力向上事業（助成事業）の提案について　【東行政センター】

イ　令和７年度以降の区政運営方針における将来像について　【東行政センター】

ウ　令和６年度パブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて　【東行政センター】

（２）地域課題について

５　連絡事項

（１）行政センター等からの連絡

（２）次回以降の開催予定

７月の開催予定

日時：令和６年７月 24 日（水）午後１時 30 分から
会場：東行政センター　３階　31・32 会議室

８月の開催予定

日時：令和６年８月 23 日（金）午後１時 30 分から
会場：東行政センター　３階　31・32 会議室

６　委員からの発信

７　閉会

第１２号様式

中協中代第３－１号
令和６年６月１３日

東地域分科会会長
米山　英二　様

中央区協議会会長　鈴木　義明

付託書

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第２０条の規定により、下記案件を地域分科会に付託します。

・（協議）令和６年度地域力向上事業（助成事業）の提案について
（中央区・東地域分科会）

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="4">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="4">令和６年度地域力向上事業（助成事業）の提案について</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。

○市民提案による住みよい地域づくり助成事業
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業

＜浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）＞
第７条　助成事業は、市長が別に定める審査会において、審議するものとする。
第８条　市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第４条に規定する区協議会（中央区及び浜名区にあっては、同条例第５条の２に規定する地域分科会）に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">中央区協議会（東地域分科会）</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">○助成事業１件
提案のあった助成事業について、事業内容等に対しご意見をお伺いいたします。提案事業の詳細は別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4">①中央区地域力向上事業審査会（東行政センター）を実施（６月 10 日）
②中央区協議会（東地域分科会）にて意見聴取（６月 20 日）
③事業の採択・不採択を決定し提案団体に通知を送付</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>東行政センター</td><td>担当者</td><td>馬渕　有希</td><td>電話</td><td>424-0115</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

資料１

令和６年度地域力向上事業（助成事業）提案内容

令和６年６月２０日中央区協議会（東地域分科会）

区　分	予算額	交付決定額	残　額	追加補助金額（希望額）
助成事業	2,000,000 円	0 円	2,000,000 円	1,000,000 円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容		補助金対象事業費（希望補助額）（希望補助率）	採択回数	中央区地域力向上事業審査会（東行政センター）
1	報徳運動の漫画本の作成と配付	報徳運動推進協議会	**事業の目的** 東地域が発祥の地とされる報徳運動を学ぶことで報徳の心を育み、次世代の人材育成に貢献する。 **事業の効果** 報徳運動にゆかりのある東地域内の人物や施設を取り上げ、浜松市の発展に寄与したことを再認識できる。「相手の立場で考え、行動する」ことが身につき、交通事故ワースト１脱出など地域課題解決の一助となる。	内容	二宮金次郎の功績を紹介する漫画や東地域の報徳運動ゆかりの人物を考察する冊子を作成。 東地域の市立小学校6年生や小学校の図書館に配付する。	2,000,000 円 （1,000,000 円） （50%）	－	【委員の主な意見】 • 将来の担い手である子供たちに対して、偉人・二宮金次郎と東地域を関連づけて、地域を愛する心を育てていきたいという趣旨を評価する。 • 子供の郷土愛や将来の夢が持てる冊子になることを期待したい。 • 東地域の偉人たちの原点に報徳の精神があり、それを地域の子供たちにわかりやすく伝えられる漫画本になれば、地域の誇りの醸成に寄与するものと考える。 • 地域と関連づけた内容とすることを明言した点を評価する。 • エピソードなど、どのような内容が取り入れられ、時代に合ったものになるのか、課題はあると考えられる。教育の現場に合った形で提供されるとよい。 • 漫画を配布してその後どう活用されるのか。配布して終わりとならないようにしてほしい。 【実施要綱第４条第１項への該当】 （４）文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業 （６）地域の特性を活かしたまちづくり事業 【補助率】 50%以内 初回であるため50%以内とした。
				時期	令和6年7月1日（月）～令和6年12月27日（金）			
				場所	東地域内			

第９号様式

区 協 議 会

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="4">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="4">令和７年度以降の中央区区政運営方針における将来像について</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">令和５年度までの区政運営方針は、いずれの区においても、「将来像」、「基本方針」及び「まちづくりの柱」の３項目が主な構成となっていたが、区により、取り扱いが統一されていない面があった。
区の再編を契機として、令和７年度以降の区政運営方針について、構成を「将来像」及び「基本方針」の２項目とする方針が中央区代表会において示され、今後、本方針に基づき策定を進めることとなった。
併せて、「将来像」のうち、「キャッチフレーズ」（以下参照）については、地域分科会において協議することとなった。

（補足）
「将来像」…「キャッチフレーズ」及び「10 年後の目指す姿」で構成
「基本方針」…従来の「基本方針」及び「まちづくりの柱」を統合</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">中央区協議会（東地域分科会）</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">令和７年度以降の中央区区政運営方針における、スケジュールや構成についてご意見をいただくもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4"><u>（１）区政運営方針の根拠</u>
浜松市区における総合行政の推進に関する規則　第４条
区長は、区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度区民に公表しなければならない。

<u>（２）今後の主なスケジュール</u>
令和６年６月　中央区各地域分科会において「将来像」に関する協議
令和６年７月　中央区代表会において「将来像」に関する協議
～令和７年３月　代表会及び各地域分科会において協議
令和７年４月　「令和７年度中央区区政運営方針」策定
令和７年５月　「令和７年度中央区区政運営方針」公表</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>東行政
センター</td><td>担当者</td><td>蒲生　菜々子</td><td>電話</td><td>424-0115</td></tr>
</table>

協議ーア

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項
件　　名	令和７年度以降の区政運営方針について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）
内　　容	令和 7 年度以降の区政運営方針の策定方針について意見を伺うもの。 ○令和７年度以降の区政運営方針の策定方針 総合計画との整合を取った「将来像」、「基本方針」と「まちづくりの柱」を統合した「基本方針」で構成する。 区単位で作成し、地域（旧区）ごとの主要事業等を記載する。 詳細は別紙参照。
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	○今後の予定 別紙参照。
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和７年度以降の区政運営方針について

中央区・区振興課

１　協議事項

令和７年度以降の区政運営方針の策定方針及び策定スケジュールについて、意見を伺うもの。

２　策定方針

・総合計画に即した個別計画について、毎年度、区政運営方針を定める。
・ただし、「将来像」は、中長期的な目標であることを明確にし、令和６年度に策定する総合計画の第２次推進プラン（計画期間10年（R7～16））との整合性を図り、期間は10年（R7～16）とする。
・将来像は、「キャッチフレーズ」＋「10年後の目指す姿」で構成する。
・各区でばらつきのあった「基本方針」と「まちづくりの柱」を「基本方針」に統合する。
・区単位で作成するとともに、地域（旧区）ごとの主要事業等を記載する。
・本庁所管事業であっても、これまで掲載していたレベルのものは継続して掲載する。
・令和６年度に、以上の考え方を区協議会と共有した上で、区協議会の意見を踏まえて策定する。

３　策定スケジュール

年月	代表会	地域分科会
令和６年５月	策定方針、スケジュールについて意見聴取	
令和６年６月 ～ 令和６年９月	将来像、基本方針（案）を検討（※）	
令和６年10月	骨子を提示、意見聴取	
令和６年11月 ～ 令和７年１月	意見を参考に素案を作成（※）	
令和７年２月	素案を提示、意見聴取	
令和７年３月		素案を付託、意見聴取
令和７年３、４月	意見を参考に完成版を作成	
令和７年４月		完成版を報告
令和７年５月	完成版を報告	
令和７年５月	公表	

※は、代表会又は地域分科会と行政（区振興課等）の協働で行うことを想定

令和５年度および令和６年度以降の区政運営方針

年度	区	将来像	基本方針	まちづくりの柱
令和５年度	中区	［目指す将来像］ 都市の顔 薫る文化の 中区	［基本方針］ ◆親しまれ、信頼される区役所づくり 　区民の皆さまの意見を区政に十分に反映し、質の高い行政サービスを提供することで満足度を高めます。 ◆安心して暮らせるまちづくり 　地域の防災・防犯力、安全性を高め、区民の皆さまとの協働によって「安全・安心なまち中区」を実現します。	［重点的な取り組みの柱］ 1 にぎわいと文化を育むまち・中区 2 共生のこころで優しさあふれるまち・中区 3 安心して快適に暮らせるまち・中区
	東区	［キャッチフレーズ］ 人と人 心ふれあう未来へ 東区	［基本方針］ 1 安全・安心な地域づくり 2 地域資源の再発見とその活用 3 健康で安心して生活するための支援体制の充実 4 地域の声に応える区役所の運営	－
	西区	［目指すまちの姿］ 魅力多彩 個性輝く 西区 ～産業・文化・自然・区民の個性が輝くまちを目指します～	－	［まちづくりの柱］ 1 安心して暮らせるまちづくり 2 健やかで元気あふれるまちづくり 3 市民協働によるまちづくり 4 賑わいと活気にあふれるまちづくり
	南区	－	［区の重点課題］ ・継続的な防災教育 ・デジタル技術の活用	［まちづくりの柱］ 1 安全・安心に暮らせるまちづくり 2 区民がいきいきと活躍する協働まちづくり 3 様々な世代が快適に暮らせるまちづくり 4 地域資源を活かした魅力あるまちづくり
	北区	産業と自然が織りなす人にやさしい北区 ～豊かな産業と地域資源が融合する田園都市空間の創出を目指します～	［基本方針］ 1 安全で住みよいまちづくり 2 市民協働による区民主体のまちづくり 3 地域資源（歴史文化･自然）を活かしたまちづくり 4 中山間地域を応援するまちづくり	－
	浜北区	［浜北区の将来像］ 副都心 夢人集う 浜北区 ～夢をはぐくむみどり豊かな住環境を形成するまちを目指します～	［基本姿勢］ ・区民の皆さまと、魅力ある副都心にふさわしいまちづくりを進めます ・区民の皆さまの声に応え、住みよいまちづくりに努めます ・地域の窓口として、わかりやすい説明、親切でていねいな応対をします	［取り組みの柱］ 1 安全で住みよいまちづくりの推進 2 人と地域がつながる、元気なまちづくりの推進 3 地域文化を活かした、魅力あるまちづくりの推進
	天竜区	［天竜区の将来像］ 森林と水 生命はぐくむ 天竜区 「豊かな自然と地域特性を活かし、安心して定住できるまち」を目指します	［基本方針］ 1 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます 2 区民の目線で地域福祉などの行政サービスを提供します 3 市民協働で区の魅力・情報を発信します 4 自然との共生・保全と環境への貢献、森林資源の活用を図ります 5 地域の資源を活かし、心の豊かさにつなげる文化振興に取り組みます 6 ふるさとに愛着を持ち、今後もいきいきと活躍できる地域を目指します	－

年度	区	将来像	基本方針
令和６年度	中央区 浜名区 天竜区	－ （令和7年度に向けた策定作業）	令和５年度までのものをベースに旧行政区単位で作成し、新行政区単位でまとめる。
令和７年度	中央区 浜名区 天竜区	**・令和7～16年度（10年間）** 　⇒総合計画 第2次推進プランと合わせる ・構成は、**キャッチフレーズ＋10年後の目指す姿**	各区でばらつきがあったため、「基本方針」と「まちづくりの柱」を「基本方針」に統合。毎年度策定。

＜イメージ＞

「　将来像（キャッチフレーズ）」

区長あいさつ

区長写真

■ 区政運営のための基本方針

≪ 基本方針 ≫

● 基本方針①

● 基本方針②

＜イメージ＞

1　基本方針①

◎事業①　【区振興課、東・西・南行政センター】

◎事業②　【まちづくり推進課、東・西・南行政センター】

◎事業③　【〇〇行政センター】

2　基本方針②

◎事業①　【中央福祉事業所△△課】

◎事業②　【中央福祉事業所□□課】

令和6年度第3回東地域分科会　事前準備シートとりまとめ結果

協議イ	令和７年度以降の中央区区政運営方針における将来像について

No.	キャッチフレーズやキーワード
1	海・山・川・湖で育った心と心がつながり ちからとなる豊かな都市へ
2	60万人の融和と連携～自然と街の調和～
3	「SDGs」を意識し、できることを東地域より発信していこう
4	①安心安全なまちづくり　②人と人のつながり強化
5	区民・文化・産業が守られ発展する自然豊かなまち中央区
6	自然と文化を誇り やらまいか精神のもとで築く躍動する中央区
7	①人にやさしい町　②交通弱者を守る　③災害被災者を出さない
8	【キャッチフレーズ】市民協働、思いやりのまちづくり 【キーワード】安心・安全
9	①住みたい暮らしやすいクリエイティブシティ浜松 ②高い人間力 ・ 豊富な人材 ・ ヒト・モノ・コトあふれる浜松 ③支え合いから生まれた笑顔あふれる地域コミュニティ
10	①若者も高齢者も共に輝く・中央区 ②多彩にあふれる文化の発信地・中央区
11	ひら（区）　（区） 啓く・つなぐ―浜松の未来
12	①豊かな自然の恵みと思いやりあふれる中央区へ ②浜松市の東と西の玄関！ 人づくり・観光・産業・工業・文化を 守り育てて次の世代へつなげよう！
13	安全で安心して暮らせる街
14	安全・安心・住みよい浜松市
15	新たな夢と希望に向かう！子育てに夢を、安全安心に夢と希望を
16	結束
17	①安心して子育てができる施策の充実 ②交通安全意識の高い地域性をつくりあげる

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">令和６年度パブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、現状、課題等）</td><td colspan="5">・区協議会の協議事項は、代表会では区協議会の運営に関する事項や市の諮問、協議事項を取扱い、地域分科会では地域づくりに関する事項や代表会から付託された事項を取り扱う運用としており、条例や計画のパブコメは代表会の協議事項としている。
・昨年 11 月の東区協議会では、パブコメ案件が８件重なり、委員から、資料の分量が多く、全てのパブコメ案件を協議事項とすることについて、負担が大きいとの意見があった。
・区協議会における、パブコメに関する運用を令和６年１月から変更した。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">中央区協議会（東地域分科会）</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">令和６年度のパブコメの取扱いについて協議するもの。

(1) パブコメの運用区分
①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。
ただし、以下②、③の場合はパブコメ実施担当課が区協議会で説明を行う。
②パブコメ実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合。
③区協議会から求められた場合。（ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方）

(2) 令和６年度の取扱い
・今年度のパブコメは別紙「令和６年度パブリック・コメント一覧表（パブコメ一覧表)」のとおり。
・運用区分③としたい案件について、６月東地域分科会で協議し決定する。

(3) 今後の流れ
５月代表会：パブコメ一覧表の確認。運用区分③について地域分科会で協議することを決定。
▼
６月地域分科会：パブコメ一覧表の確認。運用区分③としたい案件を決定。
▼
７月代表会：６月の地域分科会の決定を踏まえたパブコメ一覧表を確認・協議し、最終版として決定。
▼
７月～：各協議会においてパブコメ実施担当課による説明の実施。（日程は事務局と調整）</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5">―</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>東行政センター</td><td>担当者</td><td>馬渕　有希</td><td>電話</td><td>424-0115</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

別紙

令和６年度パブリック・コメント一覧表　※

No.	①件名	②担当課	③意見募集期間	④結果等公表	⑤実施（施行）	⑥対象地域	QRｺｰﾄﾞ	⑧パブコメ担当課による説明（案）					
								説明の有無	中央	中	東	西	南
1	浜松市総合計画基本計画(案)	企画課	8～9月	10月	令和7年4月	全市域		有		○	○	○	○
	⑦概要	総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されており、基本計画は基本構想に掲げる未来の理想の姿の実現に向けて、長期的な展望に立った総合的な政策を定める計画です。											
2	第４次浜松市教育総合計画(案)	教育総務課	8～9月	11月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	本市が掲げる教育の基本理念や目指す子供の姿の実現に向けて、基本的な方針に基づく具体的な政策・施策等を総合的・体系的に推進していくことを目的に策定する計画です。											
3	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の工事規制区域及び特定盛土等規制区域の告示(案)	土地政策課	11月	3月	令和7年 4～5月	全市域		有	○				
	⑦概要	盛土災害の防止を目的とした盛土規制法の運用に係り、市域において盛土等行為の規制区域を設定し、法に定める規制区域の公示を行うため、この規制区域（案）の意見募集を行うものです。											
4	第３次浜松市中山間地域振興計画(案)	市民協働・地域政策課 (中山間地域振興担当)	10～11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		有	○				
	⑦概要	第3次浜松市中山間地域振興計画（案）は、中山間地域において少子化、高齢化、過疎化の流れが予想される中、持続的可能な地域社会の実現に向け、中山間地域が目指す姿を中山間地域・都市部双方の市民が共有するとともに、今後の振興施策の指針を示していくことを目的に策定する計画です。											
5	浜松市国際戦略プラン(案)	国際課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	本市の国際施策展開の指針となる「浜松市国際戦略プラン」が計画期間の最終年を迎えることから、現下の社会情勢等を踏まえた第3次プランを策定し、引き続き、本市の活性化と国際社会への貢献を果たします。											
6	(仮称)浜松市公共施設等総合管理計画(案)	アセットマネジメント推進課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	(仮称)浜松市公共施設等総合管理計画(案)は、市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として設定するものです。											
7	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)	市民生活課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、基本的な方針に基づく具体的な政策・施策等を総合的・体系的に推進していくことを目的に策定する計画です。											
8	第４次浜松市男女共同参画基本計画(案)	UD・男女共同参画課	11～12月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	第４次浜松市男女共同参画基本計画は、すべての市民が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指すことを目的として策定する計画です。											

※現行計画の概要等（市HP掲載）をご覧になりたい場合は、「QRコード」を読み取ることで閲覧可能です。

※「QRコード」は、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

別紙

令和６年度パブリック・コメント一覧表　※

No.	①件名	②担当課	③意見募集期間	④結果等公表	⑤実施（施行）	⑥対象地域	QRｺｰﾄﾞ	⑧パブコメ担当課による説明（案）					
								説明の有無	中央	中	東	西	南
9	第3期浜松市スポーツ推進計画(（仮称）浜松市スポーツ推進ビジョン)(案)	スポーツ振興課	11月	令和7年2月	令和7年3月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	第3期浜松市スポーツ推進計画（案）は、スポーツに関わる新たな視点を取り入れ、スポーツ政策を戦略的に推進するための計画です。											
10	(仮称)浜松市こども計画(案)	こども若者政策課	11～12月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	こども基本法第9条で策定される国こども大綱を勘案して、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるものです。											
11	浜松市農業振興ビジョン(案)	農業水産課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	農業振興ビジョンは、基本方針、施策を分かりやすく市民に伝えるとともに推進体制を整え、本市の農業が目指すべき将来像を実現するために策定するものです。											
12	浜松市のみちづくり計画(案)	道路企画課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		有	○				
	⑦概要	浜松市のみちづくり計画は、「道路における課題」、「上位・関連計画における将来像」等を踏まえ、今後10年間における道路の基本理念や基本方針等を定める計画です。											
13	第３次浜松市環境基本計画(案)	環境政策課	11～12月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	浜松市環境基本条例の規定に基づき、市の「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めます。平成27年に策定した第2次環境基本計画の計画期間が令和6年度で終了するため、第3次計画として内容を更新します。											
14	第３次浜松市人権施策推進計画(案)	福祉総務課 人権啓発センター	12月～1月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
	⑦概要	すべての人が、「幸せに生きていく」ことができ、「自分らしく生きていく」ことができるために、「思いやりあふれる社会の実現」を目指すため策定する計画です。											

※現行計画の概要等（市HP掲載）をご覧になりたい場合は、「QRコード」を読み取ることで閲覧可能です。
※「QRコード」は、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

令和５年５月 26 日

大都市制度・行財政改革特別委員会

企画調整部企画課

浜松市総合計画基本計画の策定について

１　概要

本市では、2014（H26）年 12 月に最上位計画として浜松市総合計画（基本構想及び基本計画）を策定した。

基本構想は、2015（H27）年度から 2044（R26）年度を計画期間に定め、次世代（＝30 年先）まで、市民の皆様と共有できる未来の理想の姿を示している。基本計画では、基本構想の実現に向けた道筋を定めるバックキャスティング方式を導入し、2015（H27）年度から 2024（R6）年度までの 10 年間の総合的な政策を定めている。

基本計画は「都市経営の考え方」「まちづくりの基本的な考え方」「分野別計画」で構成されており 7 つの「分野別計画」においては、30 年後の理想の姿の実現に向けた「10 年後の目標（政策の柱）」、「基本政策」、「基本政策の実現に向けた取り組み」を定めている。

なお、実施計画となる戦略計画は、政策実現のために進める具体的な事業を示し、毎年策定している。

【浜松市総合計画】

○基本構想（浜松市未来ビジョン）	2015～2044（H27～R26）年度（30 年間）
○基本計画（第 1 次推進プラン）	2015～2024（H27～R6）　年度（10 年間）
○実施計画（戦略計画）	単年度（1 年間）

【参考】浜松市総合計画の体系・期間

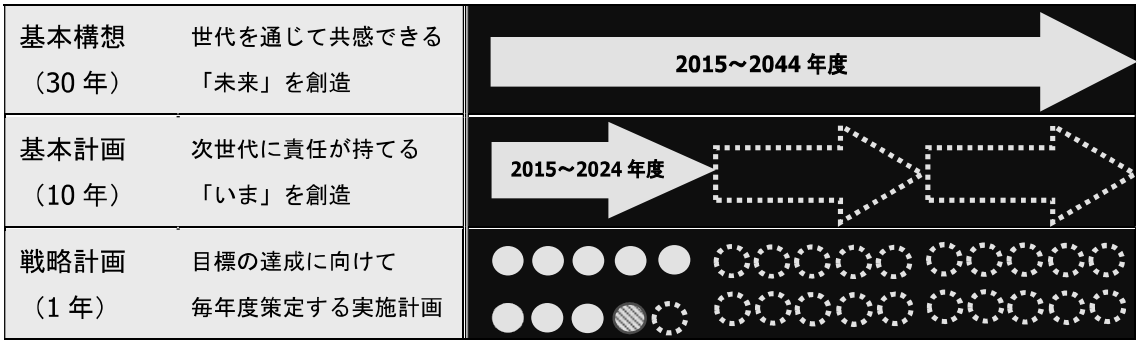

２　現状・課題

2014（H26）年 12 月に策定した基本計画について、計画期間が 2024（R6）年度で終期を迎えるため、次期基本計画の策定作業を進める。

３　スケジュール（予定）

年度	実施事項等
2023（R5）年度	庁内ワーキング、現基本計画の検証・分析、市民意識調査の実施、有識者会議の開催、基本計画（案）の検討
2024（R6）年度	パブリック・コメントの実施、区協議会への諮問、議決
2025（R7）年度	次期基本計画 計画期間開始

４　資料

浜松市総合計画（未来ビジョン（基本構想）及び第１次推進プラン（基本計画））

資料　1

第４次浜松市教育総合計画

＜基本構想＞　本市が目指す教育のビジョン（教育理念、目指す子供の姿）
⇒総合計画の基本計画と合わせ、**10年間**とする。

＜基本計画＞　具体的な方針や政策に基づく施策・取組の実施計画
⇒現行と同じく、**前期５年、後期５年**とする。

第４次浜松市教育総合計画　策定委員会（３回）

【第１回】７月３日（水）14:00～
協議内容 ： 計画素案について

【第２回】11月11日（月）14:00～
協議内容 ： パブリックコメントに基づく修正案について
前期プランの取組について

【第３回】２月18日（火）14:00～
協議内容 ：R6評価・検証について
第４次浜松市教育総合計画の評価・検証について

【委員】　《教育委員会》
（委員長）教育長、（副委員長）教育長職務代理者、教育委員４人
《学識経験者》
藤原文雄（国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 部長）　山下 絢（日本女子大学人間社会学部 准教授）
島田桂吾（静岡大学教育学部 准教授）
《学校代表》
野秋愛美（天竜中学校長）　髙橋宏典（雄踏小学校長）
《保護者代表》
有薗亮太郎（浜松市PTA連絡協議会会長）
《民間代表》
宮尾晃輔（浜松青年会議所監事）

第４次浜松市教育総合計画 評価・検証推進部会（２回）

【第１回】５月31日（金）14:00～
協議内容 ： 成果指標について
調査、検証のスケジュールについて

【第２回】１月24日（金）14:00～
協議内容 ：第３次浜松市教育総合計画の評価
第４次浜松市教育総合計画の評価・検証について

＜有識者＞
山下　絢（日本女子大学人間社会学部 准教授）　村井大介（静岡大学教育学部 准教授）
＜学校関係職員＞
守屋謙一郎（高台中学校長）　澤田強志（広沢小学校長）
＜関係課＞
教育総務課、教育施設課、教職員課、指導課、教育支援課、健康安全課、教育センター、市立高校
創造都市・文化振興課
こども若者政策課、幼保運営課

第４次浜松市教育総合計画　作業部会 《関係課》

パブリックコメント（８月）
子供からの意見聴取

国立教育政策研究所
教育データサイエンスセンター

第4次浜松市教育総合計画策定スケジュール

R５年度　R６年度　R７年度

- 7/11　第Ⅰ回　第４次浜松市教育総合計画　策定委員会
- 8/31　子供の「生きる力」育成　推進部会
- 9/4　魅力ある教育環境整備　推進部会
- 9/12　家庭や地域との連携・協働　推進部会
- R５実態把握調査・取組状況調査
- 11/14　第２回　第４次浜松市教育総合計画　策定委員会
- 1/29　評価・検証　推進部会
- 2/20　第３回　第４次浜松市教育総合計画　策定委員会
- 5/31　評価・検証　推進部会
- 7/3　第４回　第４次浜松市教育総合計画　策定委員会
- パブリックコメント
- R６実態把握調査・取組状況調査
- 11/11　第５回　第４次浜松市教育総合計画　策定委員会
- 1/24　評価・検証　推進部会
- 2/18　第６回　第４次浜松市教育総合計画　策定委員会
- 第４次浜松市教育総合計画　開始

①　作業部会　②　③　④　周知

令和５年５月２６日

浜松市都市整備部土地政策課
TEL０５３－４５７－２３７３

「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行について（お知らせ）

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が令和５年５月26日に施行されました。施行より２年間の経過措置期間内に、基礎調査を踏まえた規制区域の指定を行った上で、新たな規制を適用します。

盛土規制法の施行に伴う手続き等

○盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定します。（経過措置期間内）

＜規制区域＞

①宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア（森林や農地を含む）

②特定盛土等規制区域
市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）

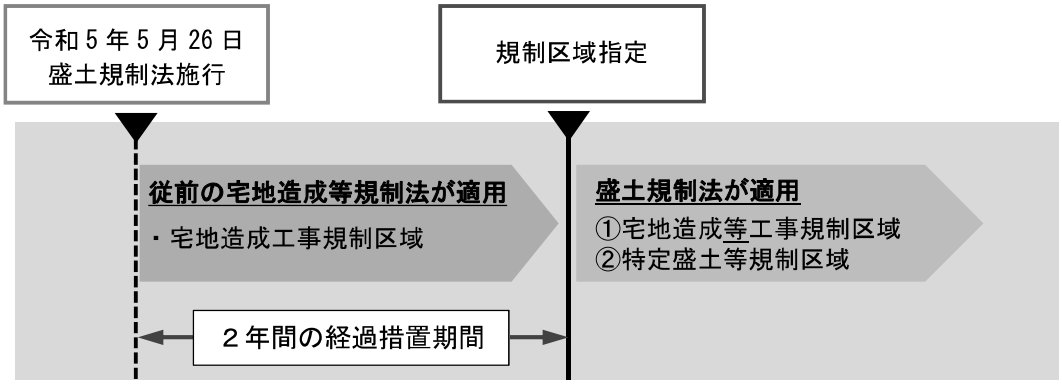

※盛土規制法に基づく規制区域の指定まで、従前の宅地造成等規制法が適用されます。

基本理念 ： ひとつの浜松で

目標

（1）中山間地域の市民が、ふるさとに愛着と誇りを持ち、今後もいきいきと活躍していくことができる地域を目指します。

（2）全ての市民が「中山間地域は浜松の宝である。」と思う魅力的な地域を目指します。

重点方針

1. 人の流れをつくる
～市民同士の交流から生まれる地域づくりを推進します～

2. 地域を元気にする
～持続可能な地域運営の仕組みをつくります～

3. 産業の力で地域を潤す
～地域資源の活用により産業を活性化します～

4. 地域をプロモーションする
～地域の魅力を生かして賑わいを再生します～

5. 暮らしを守る
～暮らし続けられる生活環境を確保します～

築く中山間地域の未来

主要施策	概要
①市内間交流の促進	交流情報の収集やマッチング体制の強化等により、中山間地域と都市部の多様な主体が、あらゆる個人・企業・団体などが交流する機会を設けることで、市民同士の主体的交流が、協働へ発展する流れをつくります。
②中山間地域交流プロモーション	中山間地域に豊富に存在する地域資源や人的資源を有効につなげることで、様々な情報発信やメディアを使い、都市部を始めとする企業などから幅広く注目を集めています。
③小規模、高齢化集落の維持	集落同士の連携や、農地等の維持の連携、NPOや企業等との連携、外部人材の活用などにより、集落機能の維持・活性化を推進します。
④移住・定住の促進	交流から移住・定住に発展するよう、空き家を活用した情報発信や、地域の受け入れ体制の整備を進めます。
⑤遊休施設の活用	廃止となった学校などを活用し地域を挙げて取り組みを実践し、遊休施設を地域活性化のため有効活用します。
⑥農産物の特産品化、6次産業化の推進	農業を始めとする、農業を魅力あるものとするため、農業工芸品を特産品化、商品化を促進し、若者や学位者の職業として選択できるようにします。
⑦林業の再生	FSC認証林産品を活用した天竜材の高付加価値化により、市場での優位性を確保し、売る林業への転換を目指します。
⑧コミュニティビジネスの創出	地域が主体となって地域課題を解決する仕組みとして、コミュニティビジネスの起業の機会を設けます。
⑨有害鳥獣対策の強化	有害鳥獣を防除して農林業被害を防止するとともに、獣肉を活用する仕組みづくりを進めます。
⑩地産地消の推進	中山間地域で生産されたものが、直売所、飲食、市内店舗などで販売され、市内の消費者に受けいれられる取り組みを行います。また、学校給食においては、子どもたちの食育に役立てる取り組みを進めます。
⑪中核商店街の活性化	地域を支えてきた商店街の新たな魅力を発信し、地域の居住者だけでなく観光客のファンを増やしていきます。
⑫歴史的・文化的資産を活用した地域づくり	中山間地域に多くある史跡、寺社・祭礼の文化財、伝統文化・芸能、郷土食の歴史的・文化的資産を積極的にPRするとともに、おいでんさんの女性を主体とする地域づくりを進め、観光客や都市部との交流が生まれる機会をつくります。
⑬地域資源を強みにした誘客の促進	豊かな自然環境や農林業体験など、中山間地域ならではの地域資源を積極的に発信するとともに、農家民宿や民泊などに取り組む地域住民をつくることで、中山間地域ならではの観光・交流を通じ賑わいをつくります。
⑭地域の交通手段の確保	路線バス、通学バスなど既存の公共交通サービスを維持するとともに、交通弱者である高齢者などを支援する地域バス等、地域内の移動における交通手段を確保・維持します。
⑮社会基盤格差の是正	情報ネットワークの整備を行うとともに、情報通信技術を活用することで、地理的に不利な条件を補い、安心して生活できる環境づくりを進めます。
⑯飲料水の安定的な供給	上水道・簡易水道のほか、飲料水供給施設などを適切に維持管理し、どの家庭でも、安定して安全な飲料水が確保できるようにします。
⑰保健、医療、福祉の確保	必要な人材を確保・育成して、子育て、医療、介護など、必要なサービスを効率で受けられるようにします。
⑱日常の消費生活の確保	飲食、買物、お金の出し入れなどの機能が向上し、食料品など日常生活に必要なものが地域で購入できるようにします。
⑲防災対策の強化	中山間地域の特性を踏まえ、災害情報伝達手段や避難体制を拡充するとともに、土砂災害特別警戒区域などの指定を強化し、日頃から災害に備えます。

浜松市の中山間地域

【浜松市中山間地域振興計画対象地域】
○天竜区の全域
○北区引佐町北部（旧鎮玉村・旧伊平村地域）
（大字）
伊平・川名・渋川・四方浄・田沢・兎荷
西久留女木・西黒田・東久留女木・東黒田
別所・的場

中山間地域の魅力と役割

木

浜松市の中山間地域は、面積の９割以上が森林です。森林から産出される木材は、住宅等の建築材料になるほか、近年ではクリーンエネルギーである木質バイオマス燃料等としても注目されています。豊かな森林は山が持つ水源の涵養（かんよう）機能にも貢献し、山に深く根を張った木々は土砂災害などを防いでくれます。

水

浜松市の中山間地域は、浜松全域に必要な水を供給しています。飲料水、工業用水、農業用水など、市民の生活や産業に欠かすことの出来ない水は、この地域から供給されているのです。また、豊富な水資源を生かした水力発電により、電力も供給しています。

土

浜松市の中山間地域は、豊富な養分を蓄えた土があります。山の土に含まれる栄養素は、川を通じて浜名湖や遠州灘に流れ込み、魚をはじめとする水生生物を育て豊かな海をつくります。平地に広がる肥沃な土地も、海に広がる砂浜も、かつては山の土だったのです。現在進めている防潮堤整備にも、中山間地域の土が役立っています。

空

浜松市の中山間地域は、二酸化炭素を吸収し酸素を供給し続けています。また、心の豊かさが薄れがちな現代社会において、恵まれた自然環境など癒しの場を提供し、都市住民のふるさと回帰の求めに応えるなど、都市にはない、ゆったりとした空気感を提供しています。

人

浜松の中山間地域は、人の生活の原点があります。人の手が入った里山にあっても、日々の生活は常に自然と共にあります。豊かな自然の恵みを享受する生活の中では、深く温かい人間関係が育まれ、田楽や神楽など農村生活から生まれた様々な伝統文化が継承されています。

中山間地域の課題

●平地が少なく集落が点在　→　商店、道路など生活環境の維持が難しい。
●過疎化による人口減少　→　集落の維持そのものが困難になる。
●少子化　→　将来にわたる地域の維持に不安がある。
●高齢化　→　地域の生活機能の維持が困難になる。
→現状の問題や将来への不安から、地域に住む誇りが失われつつあり、地域の賑わい、活力が低下している。

計画の推進体制

計画の推進にあたっては、中山間地域・都市部双方の市民、企業、各種団体と行政がそれぞれの役割を果たすよう、相互に連携してオール浜松体制で取り組んでいきます。

浜松市中山間地域振興計画（概要版）

みんなでやらまいか宣言！

～この計画は、みんなで取り組む中山間地域振興の施策や活動の指針となる理念型の計画です～

基本理念

ひとつの浜松で築く中山間地域の未来

目標

(1) 中山間地域の市民が、ふるさとに愛着と誇りを持ち、今後もいきいきと活躍していくことができる地域を目指します。
(2) 全ての市民が「中山間地域は浜松の宝である。」と思う魅力的な地域を目指します。

計画期間

平成 27 年度から平成 36 年度まで（10 年間）

重点方針・主要施策

重点方針　1　人の流れをつくる

～市民同士の交流から生まれる地域づくりを推進します～

主要施策　①市内間交流の促進　②中山間地域交流プロモーション

重点方針　2　地域を元気にする

～持続可能な地域運営の仕組みをつくります～

主要施策　③小規模、高齢化集落の維持　④移住・定住の促進　⑤遊休施設の活用

重点方針　3　産業の力で地域を潤す

～地域資源の活用により産業を活性化します～

主要施策　⑥農産物の特産品化・６次産業化の推進　⑦林業の再生　⑧ｺﾐｭﾆﾃｨﾋﾞｼﾞﾈｽの創出
⑨有害鳥獣対策の強化　⑩地産地消の推進　⑪中核商店街の活性化

重点方針　4　地域をプロモーションする

～地域の魅力を生かして賑わいを再生します～

主要施策　⑫歴史的・文化的資産を活用した地域づくり
⑬地域資源を強みにした誘客の促進

重点方針　5　暮らしを守る

～暮らし続けられる生活環境を確保します～

主要施策　⑭地域の交通手段の確保　⑮社会基盤格差の是正　⑯飲料水の安定的な供給
⑰保健、医療、福祉の確保　⑱日常の消費生活の確保　⑲防災対策の強化

浜松市国際戦略プラン【概要版】

背景・趣旨

【背景】

○ 少子高齢化、人口減少、内需縮小
○ グローバル化、新興国の成長

【策定趣旨】

○ 本市が進める国際展開の整理
○ 今後の国際展開の方向性
・強みや特徴を活かした展開
・成長市場の活力を本市の活性化に繋ぐ

【計画期間】

平成26年度～平成30年度【5年間】

【目指す姿】

産業経済や文化の活動拠点として多様な人材が活躍し、世界的な視点から選択され多くの人が訪れる魅力ある都市

推進方針

1 施策推進方針

（1）重点分野への集中した取組
①「音楽」
②「産業」
③「多文化共生」
（2）連携の強化と活用による推進
①民間活力の活性化と官民連携による推進
②広域的な都市間連携による推進
③庁内組織横断的な推進

2 都市外交方針

（1）国際的なネットワークを通じた海外諸都市との関係構築
（2）本市の特長を活かした互恵関係の構築
（3）民間交流を重視した都市外交の推進

推進施策

【強みを活かした事業展開】

施策1　都市ブランドの確立と発信
- （1）「音楽都市」としてのプレゼンス向上
- （2）「産業都市」としての潜在力の活用
- （3）「多文化共生都市」の創造
- （4）都市の発信と国際貢献

施策2　交流拡大による地域の活性化
- （1）企業のグローバル展開支援
- （2）インバウンドの推進
- （3）国際コンベンションやイベントの誘致・開催
- （4）海外の企業や人材等の呼び込みと定着

【推進基盤の強化】

施策3　海外諸都市や国際機関等との連携
- （1）UCLG等を通じた海外諸都市との連携
- （2）交流都市との連携促進
- （3）駐日外国公館や政府系機関との連携

施策4　推進体制と人材育成
- （1）グローバル人材の育成と活用
- （2）発信力の強化と受入態勢の整備
- （3）庁内推進体制の強化と職員の育成

浜松市公共施設等総合管理計画　概要版

第1章　基本的事項

市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、平成２７年度以降における資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として「浜松市公共施設等総合管理計画」を定める。

【計画の位置付け】

本計画は「インフラ長寿命化基本計画」で示された、市が策定すべき行動計画として位置付けられるもの

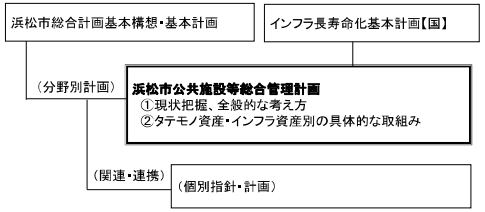

【対象とする資産】

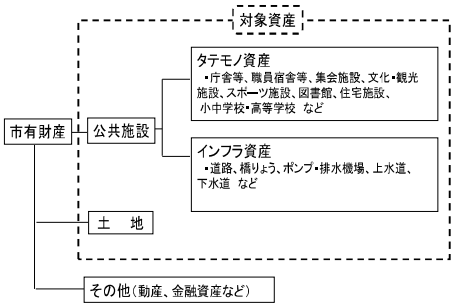

【計画期間】　平成27年度から令和6年度の10年間

第2章　本市の概況（人口・財政・資産）

1．人口

◆ポイント

- 本市人口は、平成20年をピークとして減少局面
- 令和27年には約67.1万人となることが推計
- 従属人口割合も平成22年の58.8%から令和27年の94.6%と増加し、生産年齢人口への依存度が大きく高まる
- 区域全域が中山間地域である「天竜区」とそれ以外の区では、高齢化率に差違

（参考：人口推計（市全体））

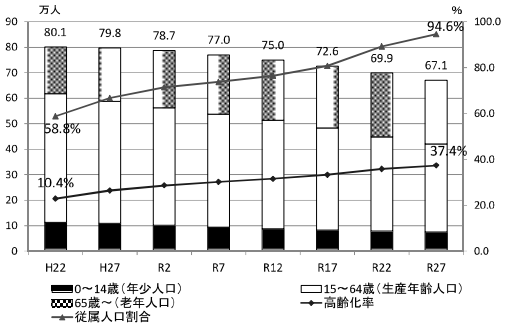

2．財政

◆ポイント

- 政令指定都市移行後、行財政改革への取組みにより、財政指標は全般的には改善傾向
- 政令指定都市などとの比較ではストック指標、フロー指標ともに良好
- 人口減少下では市税や地方交付税などの大幅増を見込むことは現実的ではなく、歳出では、社会保障関連経費の増加が見込まれる

【歳入】

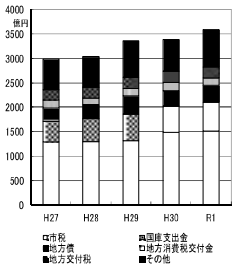

【歳出】

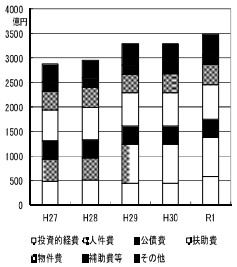

3．資産

◆ポイント

- 本市の保有する公共施設、土地などの資産は、12市町村合併、政令指定都市移行を契機に急増

【タテモノ資産】

- 都市化の進展や人口の増加に伴い1970、80年代の20年間で約137万㎡、全体の約54%を建設
- 今後、老朽化に対する対応や改修・更新時期の一極化が懸念

【インフラ資産】

- 都市化の進展や人口の増加に伴い整備が進められた橋りょう、平成に入って古い管の更新が進んだ上水道管、比較的近年整備が進んだ下水道管といった特徴
- 老朽化への対応、計画的な維持管理・改修による長寿命化、耐震化などが必要となっており、将来の財政需要の抑制、縮減が大きな課題

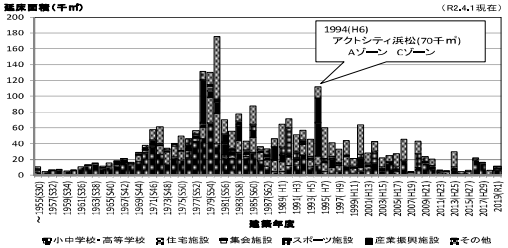

（主なタテモノ資産）

分　類	数　量	
	施設数	延床面積（万㎡）
小中学校・高等学校	142	92.7
住宅施設	86	38.3
集会施設	99	22.1
スポーツ施設	45	13.9
産業振興施設	7	14.2
その他	840	69.3
合　計	1,219	250.5

（主なインフラ資産）

分　類	内　容		数　量
道　路	補助国道、県道、市道		8,489 km
	農道、林道		559 km
橋りょう	補助国道、県道、市道		514 千㎡
	農道、林道		18.8 千㎡
上水道	建物	施設数	44 施設
		延床面積	19,910 ㎡
	管		5,193 km
下水道	建物	施設数	34 施設
		延床面積	159,639 ㎡
	管		3,601 km

第3章　保有資産に係る改修・更新経費の各種試算と市投資実績

【試算値と市投資実績の比較】

総務省ホームページで公開されている更新費用推計ソフトを基本に、本市独自の仮定を加えて推計

（単位：億円）

区　分	試算値（長寿命化後）		投資実績額（H27~R1の年平均）			比較（長寿命化後）			
						改修・更新実績額(C)で(B)を賄う場合		(C)に新規実績額(D)も含めた(E)で(B)を賄う場合	
	50年間 A	1年あたり B(A/50)	改修・更新 C	新規 D	C+D=E	不足額 C−B	充足率 C/B	不足額 E−B	充足率 E/B
1 タテモノ資産	9,019	180	136	28	164	△ 44	75.6%	△ 16	91.1%
2 インフラ資産	21,530	431	227	87	314	△ 204	52.7%	△ 117	72.9%
合計	30,549	611	363	115	478	△ 248	59.4%	△ 133	78.2%

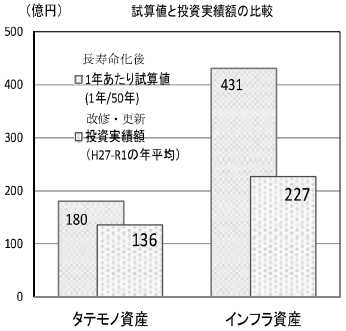

第4章　これまでの資産経営の取組み

- 平成21年4月
  浜松市資産経営推進方針公表
- 平成27年度までに439施設を削減
  （閉鎖：229施設、管理主体変更：153施設、譲渡：24施設（売却を含む）、貸付33施設）

（参考：浜松市資産経営推進方針概要）

【目的】
「財産管理」から「資産経営」への意識転換

【概要】
保有する財産（土地・建物）の見直しや活用などに関するすべてを資産経営として位置づけ、全体の考え方、具体的な取組みなどを示したもの

【取組みの4つの柱】

- ●保有財産の適正化（統設統廃合・借地解消など）
- ●保有財産の利活用（貸付・遊休地売却処分など）
- ●維持管理コストの最適化と環境対策（業務一括発注など）
- ●活用財産の長寿命化（修繕計画の策定・長寿命化事業など）

浜松市公共施設等総合管理計画　概要版

第5章　これからの資産経営の基本的な考え方

「見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する、そして、活用できるものは最大限活用する」ことにより「保有する財産」から「活用する資産」への意識転換を進め、デジタルの力を最大限に活かして、安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立することが重要。

基本理念:「知る・変える・活かす」で支える都市経営

【目指すべき資産経営のすがた】

持続可能な資産経営＝保有資産にかかる将来の改修・更新経費試算値と改修・更新の投資実績額との均衡

$$充足率＝\frac{改修・更新の投資実績額（一年当たり）}{将来の改修・更新経費試算値（一年当たり）}＝100\%$$

実現のための6つの基本的指針

【具体的取組み例】

	タテモノ資産	インフラ資産
■公共施設に関するムリ・ムダ・ムラの是正	・新設の抑制、既存施設の縮減 ・ライフサイクルコスト	・RBM（リスクベースメンテナンス） ・更新時における規模適正化
■安全・安心な公共施設の提供	・予防保全と長寿命化 ・ユニバーサルデザイン	・予防保全と長寿命化（メンテナンスサイクル）
■公共施設の最大限の有効活用	・余剰スペース、遊休資産の貸付、広告事業	・公共空間の利活用

■民間活力の積極的な活用
■まちづくりとの連携及び隣接市町等との連携
■実効ある進捗管理

本計画の数値目標（R6）

タテモノ資産	インフラ資産
充足率＝80%	充足率＝90%

令和26年度の充足率100%に向けて、資産経営の取組みを進める

・タテモノ資産の充足率　８０％

	H27	R1	R6	R16	R26
目標となるタテモノ資産の充足率	64.1%	75.6%	80%	90%	100%

極めて大きな目安として、他の条件を現状と同様とした場合、24.4%（100%－75.6%）分の延床面積の縮減が必要

・インフラ資産の充足率　９０％

	H27	R1	R6	R16	R26
目標となるインフラ資産の充足率	52.7%	84.1%	90%	95%	100%

極めて大きな目安として、他の条件を現状と同様とした場合、15.9%（100%－84.1%）分の財源を確保するために、道路・橋りょうなどでは新規事業の進捗状況を見据えながら、改修・更新にまわすことや、また上水道事業などは、老朽化した管を更新する際には適正な規模へ縮小することなどが必要

第6章　タテモノ資産に関する具体的な取組み

【タテモノ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

（見直しの考え方）

・タテモノ資産を通じて提供している行政サービスの性質及び行政サービスを享受している利用者の圏域など（①広域施設 ②市域施設 ③地域施設 ④生活圏域施設 ⑤コミュニティ圏域施設 ⑥中山間地域施設※ ⑦文化財施設、小規模・簡易施設など）の２つの視点で検討

※中山間地域施設

廃校などの遊休資産は、地域と調整したうえで、全国的な公募の実施や民間提案などにより、積極的な活用に努める

賑わいや雇用の創出⇒地域の活性化

（今後の方向性）

・施設の利用用途別23分類ごとに整理

（例:①庁舎等②職員住宅等③集会施設④文化・観光施設⑤スポーツ施設⑥図書館など）

・行政サービスや活動拠点の確保と、タテモノ資産総量縮減を意識した施設の民間移管や統廃合、複合化などの推進

【マネジメントの手法】

すべてのタテモノ資産について、現状データ及び見直しの考え方をまとめた「施設カルテ」を作成。関係課が共有し、毎年度のPDCAサイクルを実行。

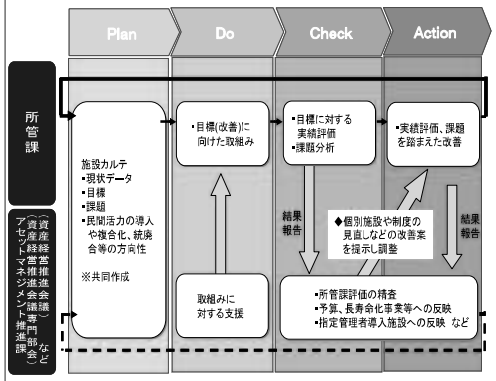

第7章　インフラ資産に関する具体的な取組み

【インフラ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

（見直しの考え方）

・インフラ資産を通じて提供している行政サービスの性質を踏まえて検討

（①廃止 ②民間移管 ③分散処理 ④間引き ⑤RBM※）

※RBM（リスクベースメンテナンス）の導入

区分	内　容	維持管理水準、耐用年数	管理目標
A	破損や事故が生じた場合、市民生活に多大な影響が生じ、当該インフラの改修・更新経費が膨大となるもの	基準どおり	予防保全
B	破損や事故が生じた場合、市民生活への影響、当該インフラの改修・更新経費が相応となるもの	見直し・延長	予防保全、又は事後保全
C	A・B以外のもの	見直し・延長	事後保全

（今後の方向性）

・資産の利用用途別5分類ごとに整理

（①道路 ②橋りょう ③ポンプ・排水機場
④上水・簡易水道 ⑤下水道 ・農業集落排水）

【マネジメントの手法】

ＲＢＭを踏まえた長寿命化計画などを基本に、メンテナンスサイクル（点検⇒診断⇒措置⇒記録）を実行

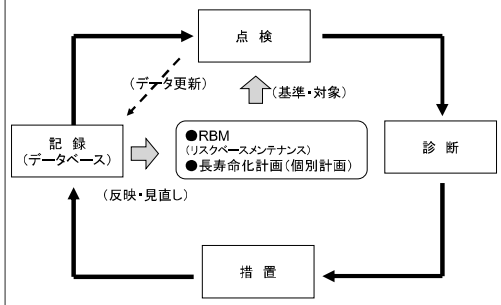

（第３次）

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画

令和２年４月

浜松市

目次

第１章　計画の策定にあたって　……　１
　１　計画策定の趣旨
　２　基本理念
　３　計画期間
　４　計画の位置付け

第２章　浜松市の犯罪の状況　……　２
　（１）刑法犯認知件数の推移
　（２）種別件数（全市）
　（３）窃盗犯の内訳
　（４）行政区別件数
　（５）平成２０年（１０年前）との比較
　（６）特殊詐欺
　（７）人口千人あたりの刑法犯認知件数

第３章　これまでの取組と今後の課題　……　７

第４章　施策の体系と今後の取組　……　１１
　１　施策の体系
　２　それぞれの役割
　（１）市の役割
　（２）市民の役割
　（３）事業者の役割
　３　今後の取組
　基本方針１　市民自らの防犯意識を高める
　（１）防犯意識を高める広報啓発
　（２）防犯力を高める情報発信
　（３）防犯力を高める教育
　基本方針２　地域が協働して安全で安心なまちをつくる
　（１）地域における防犯活動の支援
　（２）地域の安全を見守る活動の強化
　（３）協働による連携体制の充実
　基本方針３　子どもの安全の確保
　（１）地域と一体となった子どもの見守り
　（２）子どもの安全に配慮した環境整備
　（３）子どもの防犯力の育成
　基本方針４　犯罪の起きにくい地域環境をつくる
　（１）犯罪の防止に配慮した公共施設の整備
　（２）市民が行う防犯環境整備への支援
　（３）歓楽街等を対象とした環境改善
　基本方針５　犯罪被害者等への支援
　（１）犯罪被害者等への支援
　（２）再犯防止の推進

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例　……　２３

関係条例一覧　……　２６

この計画内の比率はすべて百分率で表し、小数点以下第２位を四捨五入して算出しています。このため、端数処理の関係上、比率の合計が 100%にならないことがあります。

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

浜松市は、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、平成２２年１月に「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定しました。そして、この条例に基づき「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定し、生活環境づくりを進めています。

本市における刑法犯認知件数は、平成１５年に過去最高の約１万４千件でしたが、それ以降徐々に減少し、平成３０年には過去最低の約４千件となりました。引き続き、市、市民、事業者、関係機関等が協力・連携して取り組むことで、安全で安心して暮らすことのできる地域社会とすることが必要です。

２　基本理念

犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

３　計画期間

令和２年度から令和６年度（５年間）

４　計画の位置付け

この計画は、浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づく計画であり、浜松市総合計画を上位計画とし、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するための方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

第２章　浜松市の犯罪の状況

（１）刑法犯認知件数の推移

平成３０年中の刑法犯認知件数は、過去最高を記録した平成１５年の 14,228 件以降、最少の 4,216 件となり、前年と比べて 224 件減少しました。これは、静岡県及び全国の刑法犯認知状況と同様の傾向にあります。

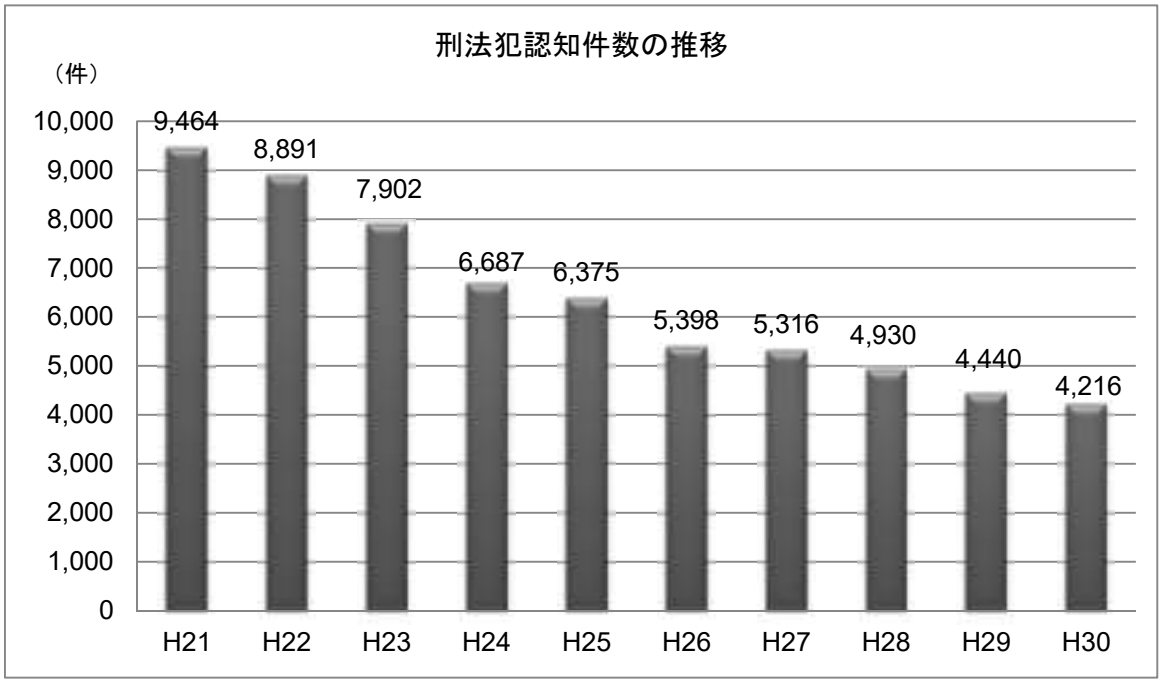

（２）種別件数（全市）

平成３０年中の刑法犯認知件数の種別内訳をみると、窃盗犯の件数が最も多く、67.4%を占めています。

種別	件数（件）	割合（%）
凶悪犯	18	0.4
粗暴犯	376	8.9
窃盗犯	2,840	67.4
知能犯	200	4.7
風俗犯	60	1.4
その他	722	17.1
計	4,216	100.0

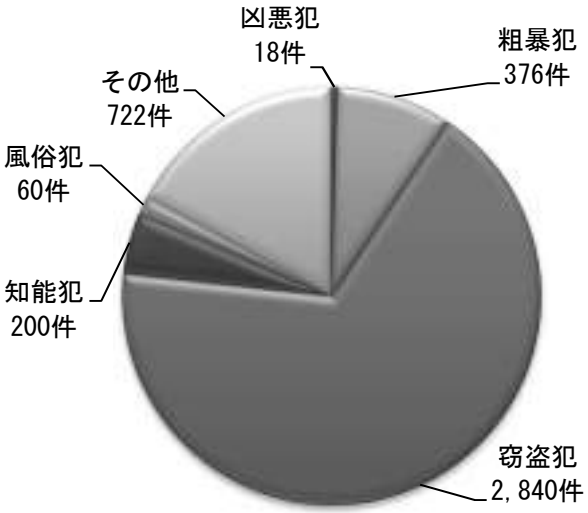

「凶悪犯」殺人、強盗、放火、強制性交等
「粗暴犯」凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
「窃盗犯」進入窃盗、乗り物盗、非進入窃盗
「知能犯」詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得、背任
「風俗犯」賭博、わいせつ
「その他」上記以外の刑法犯

（３）窃盗犯の内訳

窃盗犯の件数は年々減少していますがその内訳は自転車盗 710 件、万引き 606 件が多く、全体の 46.3%を占めており、市民の身近なところで発生する犯罪の割合が高くなっています。

種別	自転車盗	万引き	置引き	車上ねらい	空き巣	その他	計
件数（件）	710	606	180	194	99	1,051	2,840
割合（%）	25.0	21.3	6.3	6.8	3.5	37.0	100.0

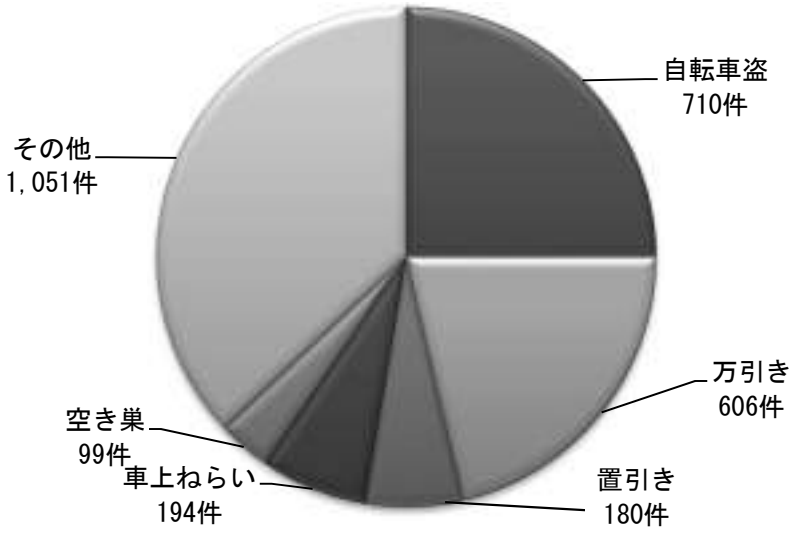

（４）行政区別件数　　（単位：件）

種別	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
中区	5 0.3%	171 10.7%	1,062 66.6%	74 4.6%	9 0.6%	274 17.2%	1,595 100.0%
東区	5 0.6%	55 7.1%	519 66.8%	32 4.1%	15 1.9%	151 19.4%	777 100.0%
西区	2 0.4%	36 7.8%	328 70.7%	17 3.7%	7 1.5%	74 15.9%	464 100.0%
南区	3 0.6%	35 6.7%	345 65.8%	25 4.8%	9 1.7%	107 20.4%	524 100.0%
北区	0 0.0%	34 9.9%	250 72.5%	14 4.1%	2 0.6%	45 13.0%	345 100.0%
浜北区	2 0.5%	31 7.9%	252 64.5%	34 8.7%	15 3.8%	57 14.6%	391 100.0%
天竜区	1 0.8%	14 11.7%	84 70.0%	4 3.3%	3 2.5%	14 11.7%	120 100.0%
計	18 0.4%	376 8.9%	2,840 67.4%	200 4.7%	60 1.4%	722 17.1%	4,216 100.0%

（５）平成２０年（１０年前）との比較

刑法犯認知件数は１０年前と比べて半減し、その中でも窃盗犯が特に減少しています。

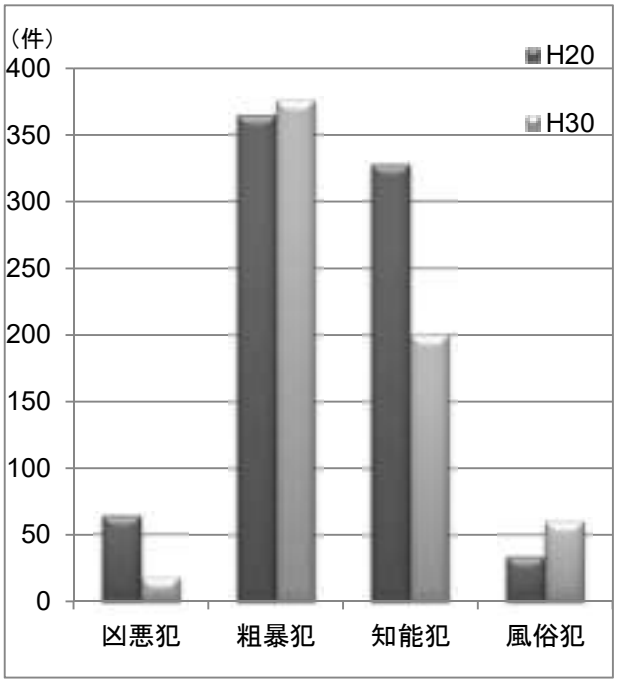

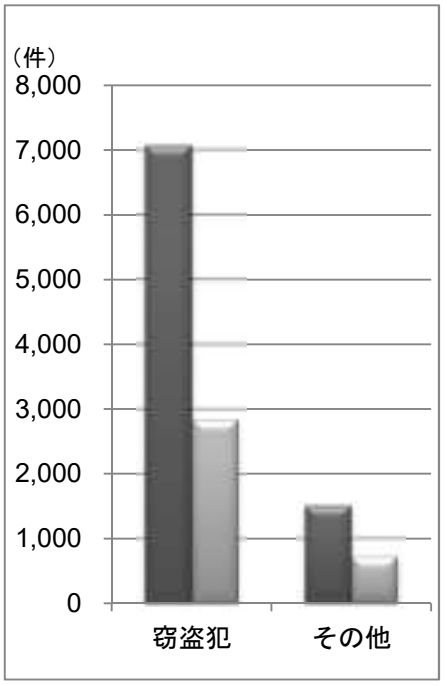

種別	凶悪犯	粗暴犯	知能犯	風俗犯	窃盗犯	その他	計
H30	18 (0.4%)	376 (8.9%)	200 (4.7%)	60 (1.4%)	2,840 (67.4%)	722 (17.1%)	4,216 (100.0%)
H20	64 (0.7%)	365 (3.9%)	328 (3.5%)	34 (0.4%)	7,065 (75.5%)	1,504 (16.1%)	9,360 (100.0%)
差	△46	11	△128	26	△4,225	△782	△5,144

（６）特殊詐欺

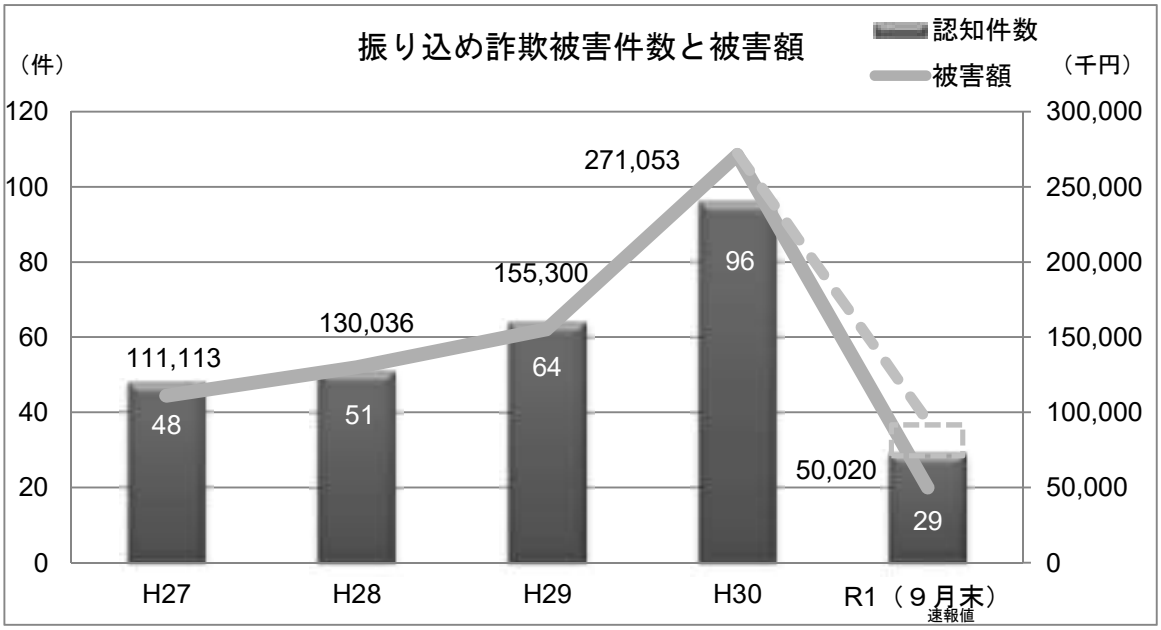

平成３０年　浜松市内の特殊詐欺の被害状況

手口		被害件数	被害額（千円）
振り込め詐欺		96	271,053
	オレオレ詐欺	69	168,322
	架空請求詐欺	22	89,264
	融資保証金詐欺	3	11,473
	還付金等詐欺	2	1,994
振り込め詐欺以外の特殊詐欺		2	3,070
	未公開株、社債等の有価証券購入、外国通貨取引	1	3,000
	異性との交際あっせん	1	70
	ギャンブル必勝情報提供	0	0
	その他の名目	0	0

オレオレ詐欺
　親族、警察官、弁護士等を装って電話をかけ、会社の横領金の補てんや借金の返済等を名目に、現金を預貯金口座（以下「口座」という。）に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺（同種の手段・方法による恐喝を含む。）事件をいう。

架空請求詐欺
　郵便、インターネット、メール等を利用して、不特定の者に対して架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺（同種の手段・方法による恐喝を含む。）事件をいう。

融資保証金詐欺
　実際には融資しないにもかかわらず、融資を受けるための保証金等の名目により現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事件をいう。

還付金等詐欺
　市町村の職員等を装い、税金の還付等に必要な手続を装って被害者に現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作させ、口座間送金により振り込ませる手口の電子計算機使用詐欺事件をいう。

　特殊詐欺のうち、「振込型」の手口は金融機関のＡＴＭでの対策など総合的な取り組みが進んだことにより減少傾向にあります。

　しかし近年では、犯人が自宅までキャッシュカードや現金を取りに来る「カード受取型」、首都圏などの県外に現金を持参させる「持参型」といった手口に変化しており、振り込め詐欺の手口が複雑化・巧妙化しています。

　また、高齢者の世帯状況や手持ちの現金を確認した後、強盗を敢行する「アポ電強盗」が発生し、強盗殺人という凶悪犯罪にまで発展するケースが危惧されます。

（７）人口千人あたりの刑法犯認知件数

平成３０年中の浜松市の人口千人あたりの刑法犯認知件数は5.24件で２０政令指定都市の中で、４番目に少ない件数です。

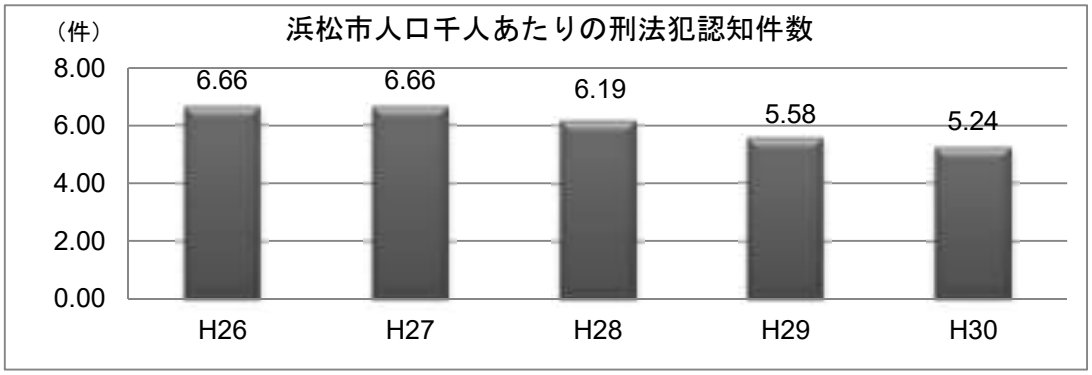

他の政令指定都市との比較

	H30 刑法犯認知件数	人口(H30.12.1 現在)	人口千人あたりの刑法犯認知件数
横浜市	17,464	3,740,944	4.67
川崎市	7,590	1,517,784	5.00
熊本市	3,784	740,038	5.11
浜松市	**4,216**	**804,931**	**5.24**
広島市	6,859	1,199,862	5.72
静岡市	4,004	694,950	5.76
相模原市	4,243	722,919	5.87
札幌市	11,718	1,966,717	5.96
新潟市	4,968	800,273	6.21
岡山市	4,542	721,743	6.29
仙台市	7,370	1,089,380	6.77
北九州市	6,504	945,219	6.88
京都市	11,660	1,469,295	7.94
さいたま市	10,560	1,301,915	8.11
千葉市	8,391	977,911	8.58
神戸市	13,407	1,527,390	8.78
堺市	7,671	830,946	9.23
福岡市	14,916	1,582,154	9.43
名古屋市	22,514	2,322,250	9.69
大阪市	45,015	2,727,136	16.51

※（１）～（６）静岡県警察提供資料　（７）福岡市提供資料

第４章　施策の体系と今後の取組

１　施策の体系

基本理念	基本方針	取組
犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	基本方針１ 市民自らの防犯意識を高める	（１）防犯意識を高める広報啓発 （２）防犯力を高める情報発信 （３）防犯力を高める教育
	基本方針２ 地域が協働して安全で安心なまちをつくる	（１）地域における防犯活動の支援 （２）地域の安全を見守る活動の強化 （３）協働による連携体制の充実
	基本方針３ 子どもの安全の確保	（１）地域と一体となった子どもの見守り （２）子どもの安全に配慮した環境整備 （３）子どもの防犯力の育成
	基本方針４ 犯罪の起きにくい地域環境をつくる	（１）犯罪の防止に配慮した公共施設の整備 （２）市民が行う防犯環境整備への支援 （３）歓楽街等を対象とした環境改善
	基本方針５ 犯罪被害者等への支援	（１）犯罪被害者等への支援 （２）再犯防止の推進

２　それぞれの役割

（１）市の役割

自主的防犯活動団体や警察等の関係機関との連携を強化し、市民、事業者の防犯意識の高揚を図るとともに、地域の実情に合った防犯活動の充実や支援、設備の整備を図ります。

また、防犯に対する庁内の連携を強化し、総合的な施策を実施します。

（２）市民の役割

市民一人ひとりは、様々な機会を利用して自らの防犯意識を高め、自らの安全の確保に努めるとともに、地域のコミュニティや地域における防犯活動への積極的な参加、自ら所有・管理する土地・建物の適正な管理などを通じて、安全で安心な地域社会の実現に努めます。

また、市の実施する施策についても協力・連携するよう努めます。

（３）事業者の役割

事業者は、所有・管理する土地・建物を適正に管理し、必要な防犯設備の設置に努め、事業活動の安全確保を図ることに努めます。さらに、従業員等の安全確保のため、従業員等に対し防犯知識や技術を習得させるよう努めるものとします。

また、地域の一員として、地域の自主的な防犯活動や市が実施する防犯施策に協力するよう努めます。

３　今後の取組

基本方針１　市民自らの防犯意識を高める

「自らの地域の安全は自らで守る」という意識を持ち、防犯や犯罪に遭わないための知識の向上を目指します。

（１）防犯意識を高める広報啓発

防犯意識を高めるため、防犯に関する情報を発信し、積極的な広報及び啓発活動を実施することで、犯罪被害の未然防止及び減少に取り組みます。

取　　組	内　　容
消費者被害防止に関する啓発	国の消費者月間（５月）と、県の消費者被害防止月間（１２月）に合わせ、浜松駅前等で街頭キャンペーンを実施します。また、市役所ロビーでパネル展示、啓発資料の配布（５月、１２月）を実施します。
身の回りの安全点検の実施促進	自転車のツーロックや家屋の二重施錠、照明設備の設置など市民自らができる防犯対策を実施していくよう、防犯協会など他団体と連携しながら啓発に努めていきます。
暴力団排除に向けた活動	自治会をはじめ、警察や防犯協会などの関係団体と連携し、反社会的勢力には屈しないという強い住民意識の高揚を図ります。 【主な暴力追放市民大会】 〇暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会 〇北区安全・安心まちづくりの集い 〇庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会
薬物乱用防止に関する啓発	市民大会の開催や県と連携・協力により薬物乱用防止対策を実施していきます。

（２）防犯力を高める情報発信

不審者情報などを発信することで、犯罪の未然防止に取り組みます。

取　　組	内　　容
浜松市防災ホッとメール	市民がいち早く犯罪に関する情報を得ることによって自身の身の安全を図るため、各警察署（防犯協会）から不審者情報等を配信します。

（３）防犯力を高める教育

自ら安全な行動ができるように、犯罪に関する教育を充実させます。

取　　組	内　　容
出前講座	悪質商法等の被害にあわないよう、悪質商法の手口とその対処法、クーリングオフ制度などを学ぶ「出前講座」を実施します。
防犯教室	防犯協会等と連携し、自治会、敬老会など各種会合において、防犯講話を実施し犯罪被害防止と防犯意識の高揚を図ります。

基本方針２　地域が協働して安全で安心なまちをつくる

防犯活動は、地域の状況に合わせて継続的かつ恒常的に行うことが重要です。市民一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心を持ち、積極的に地域の活動に参加することにより地域コミュニティが生まれます。

また、地域活動の支援及び警察署等の連携を図るなかで、情報の共有を進めます。

（１）地域における防犯活動の支援

取　　組	内　　容
地区安全会議	地区安全会議は、自治会連合会を中心に構成される団体で、市内５５団体が設立されています。 設立時に必要な物品を貸与するとともに、設立後も必要な物品を貸与し、継続的に支援します。 また、毎年、意見交換会を開催し、活動事例を紹介するなどの情報提供を行い、各団体が地域の状況に応じて活動が展開できるよう支援します。
まちなか防犯協議会	地元自治会、商店会等により構成されるまちなか防犯協議会を運営主体としたまちなか防犯センターを設置し、見守り活動を行います。 また、有楽街にある「まちなか防犯センター」の運営を支援します。
防犯協会	防犯協会は、警察署ごとに設置され、地域安全推進員とともに防犯活動の推進等を行っています。 また、警察署と連携し、防犯教室を開催しています。これらの防犯協会の活動を支援します。

（２）地域の安全を見守る活動の強化

街頭犯罪を抑止するためパトロール活動を実施するとともに、子ども、女性、高齢者等を犯罪から守り、子どもの健全育成や高齢者の孤立防止につながる活動に取り組みます。

取　　組	内　　容
青色防犯パトロール （通称：青パト）	地域の犯罪発生を抑制するため、地域安全推進協議会、防犯協会、青少年健全育成会、市その他防犯ボランティア団体により、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを実施します。
市職員による青パト	犯罪者を寄りつきにくくするため、公用車での青パトを実施します。
はままつあんしんネットワーク	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者等が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、市民の支え合いの心でさりげなく、ゆるやかに見守り及び支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりに取り組んでいます。
暴力追放推進員	暴力追放思想の普及宣伝に努めるとともに、暴力団関係の情報を収集したときは、警察署等に通報します。
ごみ・資源物の持ち去り取り締まり	ごみ・資源物の持ち去り行為に対して罰則規定を設け、警察ＯＢの職員２人により、早朝の時間帯から市民の通報等に基づき、持ち去り行為が発生している場所を重点的にパトロールするなど、条例に基づく取り締まりを実施します。

（３）協働による連携体制の充実

関係機関との連携体制を整備し、情報の共有や合同事業の実施、防犯対策に係る情報提供など関係機関と一体となった防犯活動に取り組みます。

取　　組	内　　容
市警察部との連絡会議	市警察部と市で連絡会議を行います。双方の意見、要望をまとめ協議をしていくことで、より連携を深めていきます。
防犯協会担当者会議	防犯協会の活動内容及び各警察署の情勢について情報交換を行います。

基本方針３　子どもの安全の確保

子どもが犯罪に巻き込まれないためには、保護者や学校、地域の皆さんが連携し、地域ぐるみで取り組むことが重要です。

学校や家庭での防犯教育の充実や地域住民による登下校時の見守り活動、学校施設や通学路の安全点検及び危険箇所の改善に向けて環境整備を推進します。

（１）地域と一体となった子どもの見守り

取　　組	内　　容
浜松市子供安全ネットワーク推進事業	「浜松市ささえあいポイント事業」に登録しているボランティア意欲の高い元気な高齢者等に対し、子どもの見守り活動のためタスキと名札を配付し、「ながら見守り」を実施します。 また、子どもの登下校時の見守りに賛同いただける事業者に協力を仰ぎ、ステッカーを貼った社用車、バイク等での業務時間内における見守りによる不審者発生の抑止を図ります。
ひとりひとりにいい声掛けデー	日常的なあいさつを通して「大人が子どもたちを見守っている」という社会環境を作ります。 青少年健全育成会連絡協議会が地域の皆さんとともに、毎年１１月１１日を市内統一の声掛け活動日として実施します。
青少年補導活動	各健全育成から推薦された育成指導員で、補導を行います。 ＜浜松駅周辺＞ 中心繁華街である駅周辺部における効果的な補導活動の実施により、不良化したり非行化したりする青少年をいち早く発見し、声掛けを行い、適切に指導するとともに、有害な環境の排除に努めることを目的とします。 ＜地区補導＞ 各健全育成会における効果的な補導活動の実施により、不良化したり非行化したりする青少年をいち早く発見し、声掛けを行い、地域の子供は地域で育てることを基本にすえ、適切に指導するとともに、有害な環境の排除に努めることを目的とします。 ＜特別補導＞ 浜松まつり等の祭典開催時、夏季・冬季の一斉的な補導活動の実施により、不良化したり非行化したりする青少年をいち早く発見し、声掛けを行い、適切に指導するとともに、有害な環境の排除に努めることを目的とします。

取　　組	内　　容
不審者情報の提供	不審者が現れた場合や凶悪な事件が発生した場合に、幼・保・小・中学校及び警察等で連携して情報の共有を行います。

（２）子どもの安全に配慮した環境整備

登下校時の子どもたちの安全確保のため、通学路の安全点検及び防犯対策を行います。

取　　組	内　　容
こども１１０番の家	子どもが犯罪に遭ったときや危険を感じて助けを求めるときなどは、身近に逃げ込める場所が必要です。 民家や店舗、事業所などの協力により、緊急避難場所として「こども１１０番の家」を設置します。 また、子どもが避難してきたときは、警察への通報や自宅への連絡等を行います。
通学路の安全対策	学校等への現地調査、ヒアリング等を通じて通学路の危険箇所等の整備に努めます。
社会環境実態調査	有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しているため、その実態を把握し、今後の青少年施策の基礎資料とするための調査を実施します。調査内容は、コンビニエンスストアやカラオケ店、ゲームセンターや漫画喫茶等、市内の店舗を訪問し、有害図書等への販売禁止表示の有無や区分陳列状況の確認を行っています。

（３）子どもの防犯力の育成

自ら安全な行動ができるように、犯罪に関する教育を充実させます。

取　　組	内　　容
防犯教室の開催	安全教育を継続的に実施することで、子どもたちが防犯の知識を身につけ、安全に避難する方法を理解し、自ら安全な行動ができるように努めます。
スクールガード・リーダーの配置	警察ＯＢ等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、小学校周辺の巡回活動等を行い、学校やボランティアに対して警備のポイントや改善点の指導等を行います。
避難訓練	学校への不審者の侵入を想定した避難訓練を実施します。

基本方針４　犯罪の起きにくい地域環境をつくる

安全で安心なまちづくりのためには、警察の取り締まりや地域の防犯活動の促進とともに、犯罪が起きにくい環境を整備することが重要です。

（１）犯罪の防止に配慮した公共施設の整備

まちづくりにおいて重要な道路、公園、駐車場等の公共施設について、犯罪抑止に配慮した整備を進めます。

取　　組	内　　容
防犯に配慮した公園整備及び管理	地元住民等を対象としたワークショップを開催（民意を反映）し、安心・安全に配慮した公園整備を推進します。また、植栽管理において、見通しの悪い空間ができないように配慮した剪定等の維持管理を行います。
狭い道路の拡幅整備事業	見通しのいい生活環境の確保のため、幅員４ｍ未満の道路に接した建築敷地において、道路後退用地の寄附に伴う、門、生垣、塀等の撤去、あるいは擁壁等の移設により道路拡幅整備工事を行います。
放置自転車等防止事業	中心市街地の公共空間を良好な環境として確保するため、悪質な放置自転車等を撤去します。
市営自転車等駐輪場の整備	防犯カメラの機能維持のため、レコーダーの更新を随時行っていくなど犯罪防止に努めます。
防犯点検の実施	公共施設で発生する犯罪を防止するため、犯罪誘発要因を見つけ、計画的に必要な防犯対策を講じます。

（２）市民が行う防犯環境整備への支援

地域においては、防犯灯による夜間の明るさの確保をはじめ、清掃活動や樹木管理など犯罪の起きやすい死角の除去、土地及び建物の適正管理などに努め、犯罪の機会を与えない環境づくりに取り組みます。

取　　組	内　　容
防犯灯設置維持管理費助成事業	自治会が行う防犯灯の設置維持管理事業を支援することにより夜間の明るさを確保し犯罪の防止を図ります。
商店街施設整備事業	商店街の振興、美化及び安全の確保を目的に、商業者団体が行う商店街への防犯カメラや街路灯などの施設整備を支援します。

（３）歓楽街等を対象とした環境改善

取　　組	内　　容
浜松市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定	繁華街の一部に禁止区域を設けて、客引き行為等を規制し市民等が安心して通行し、利用することができる快適な生活環境の確保を図ります。

基本方針５　犯罪被害者等への支援

犯罪被害者や家族、遺族等が平穏な生活を営むことができるようにするため、警察や犯罪被害者支援団体等と連携し、相談の対応や助言、各種情報の提供を行います。

また、再犯の防止を推進し、支援を必要としている犯罪をした人に対し、必要な支援を実施するため、支援ニーズ、サービス提供者のニーズ把握や、刑事司法関係機関と協働し、支援策の策定、実施を推進するための体制整備を行います。

（１）犯罪被害者等への支援

犯罪被害者は、犯罪等により生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われます。こうした損害に加え、収入の途絶えなどによって経済的に困窮し、さらに新たな住居の確保や雇用の維持に困難をきたすことも少なくありません。

また、直接的に精神的、身体的及び財産的被害を受けるのみならず、犯罪等の対象になったことや再被害を受けることに対する恐怖や不安からも、精神的及び身体的な被害を受ける恐れがあります。

こうした被害を軽減し、防止するため、警察や犯罪被害者支援センターなどの支援団体等と協力・連携し、相談及び支援体制の強化を図ります。

取　　組	内　　容
犯罪被害者等支援総合相談窓口	くらしのセンターに相談窓口を設け、犯罪被害者等からの相談に対して、助言や情報の提供を行います。
犯罪被害者等支援庁内連絡調整会議の開催	生活保護や市営住宅、児童相談、心のケアなどを担当課と情報を共有し、支援体制の整備及び充実を図ります。
市民への啓発	犯罪被害者等の置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性等について市民の理解を得るため、県と連携し、犯罪被害者週間（毎年１１月２５日から１２月１日まで）において、チラシの配布等の啓発活動を実施します。
ＤＶ(配偶者等からの暴力)防止・支援	ＤＶ被害が潜在化してしまわないよう被害者の早期発見に努めるとともに、社会的自立に向けた支援を行います。

（２）再犯防止の推進

高齢者、障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制を構築し、地域福祉として一体的に展開します。

取　　組	内　　容
再犯防止対策事業の構築	犯罪や非行をした人が、福祉、医療、修学等の必要な支援へと繋がりやすくし、円滑な社会復帰に向けた支援を行います。また、市民への理解を得るための啓発活動を行います。

第3次浜松市
男女共同参画基本計画

平成30年度～平成36年度

概要版

浜松市

施策体系図

基本目標		施策の方向性	基本的施策
男女共同参画社会基本法	女性活躍推進法	**個の力を発揮する** ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 重点	1 誰もが働きやすい職場環境づくりの支援 2 男性の家事・育児などへの参画促進 3 多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実
		② 労働の場における女性活躍の推進 重点	4 働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援 5 女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援 6 自営の農林水産業・商工業等における女性の参画促進 7 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発
		③ 生涯にわたる男女のこころと体の健康支援	8 生涯を通じた男女のこころと体の健康支援 9 性を理解するための啓発と相談
		地域で支え合う ④ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点	10 審議会等への女性の参画拡大 11 地域活動など様々な場における女性の参画拡大 12 女性の人材育成にかかる施策の充実
		⑤ 学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解	13 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実 14 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 15 男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実 16 男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信
	DV防止法	**社会が支える** ⑥ 生活に困難を抱える男女への支援	17 ひとり親家庭等の自立支援 18 女性であることで複合的に困難を抱える人への支援
		⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19 DV等の防止に向けた意識啓発 20 被害者の相談体制の充実 21 被害者の自立に向けた支援の充実

自助　個の力を発揮する

男性も女性も、あらゆる分野において個人の持てる力を十分に発揮し、やりがいや充実感を感じながら働くことで活力あるまちづくりが実現します。

一人ひとりが多様な生き方を選択できるとともに、それぞれの責任を果たし、人生の各段階において仕事と生活の調和を実現していくことが重要です。

施策の方向性 1　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進　重点施策

1. 誰もが働きやすい職場環境づくりの支援
2. 男性の家事・育児などへの参画促進
3. 多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実

施策の方向性 2　労働の場における女性活躍の推進　重点施策

4. 働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援
5. 女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援
6. 自営の農林水産業・商工業等における女性の参画促進
7. 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発

施策の方向性 3　生涯にわたる男女のこころと体の健康支援

8. 生涯を通じた男女のこころと体の健康支援
9. 性を理解するための啓発と相談

成果指標

施策の方向性	項　　目	現状値（H28）	目標値又は基準値（H36）
1	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	30事業所	延べ200事業所
	保育所等利用待機児童数　※1	168人（H29.4.1）	0人（H31）
	放課後児童会待機児童数　※2	377人	0人（H31）
2	市の女性職員が管理職に占める割合　※3	8.1%	15.0%（H32）
3	乳がん検診受診率	18.9%	22.9%
	子宮頸がん検診受診率	14.9%	18.9%

※1、※2は「浜松市“やらまいか”総合戦略計画（H27～H31年度）」より指標抽出
※3は「はままつ女性職員活躍応援プラン（H28～H32年度）」より指標抽出

「仕事」「家庭生活（育児・家事・介護等）」「地域活動・個人の生活（自治会・PTA・ボランティア・趣味・学習等）」の優先度について

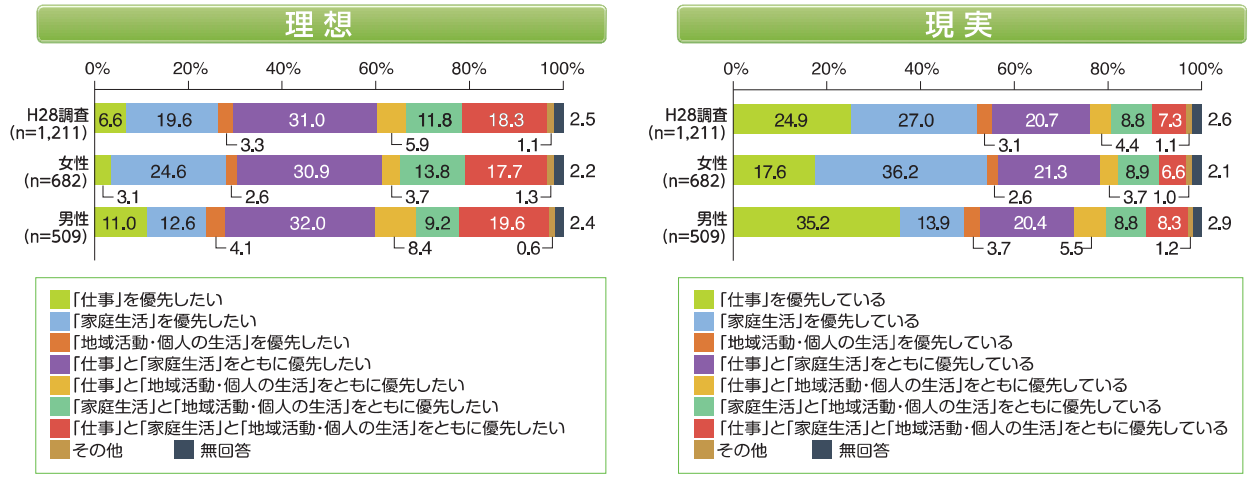

資料：浜松市の男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年度）

共助　地域で支え合う

男性だけでなく、女性も積極的に地域活動等における方針決定過程にかかわっていくことは、地域のさまざまな課題の解決に多様な視点や創意工夫をもたらします。
男女が互いに尊重し合い、ともに支え合う地域社会の実現が不可欠です。

施策の方向性 4　政策・方針決定過程への女性の参画拡大　重点施策

- 10 審議会等への女性の参画拡大
- 11 地域活動など様々な場における女性の参画拡大
- 12 女性の人材育成にかかる施策の充実

施策の方向性 5　学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解

- 13 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実
- 14 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 15 男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実
- 16 男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信

成果指標

施策の方向性	項　　目	現状値（H28）	目標値又は基準値（H36）
4	附属機関における女性の登用率	27.6%（H28.8.1）	35.0%
5	男女共同参画にかかる講座の満足度	95.8%	100%

「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方について

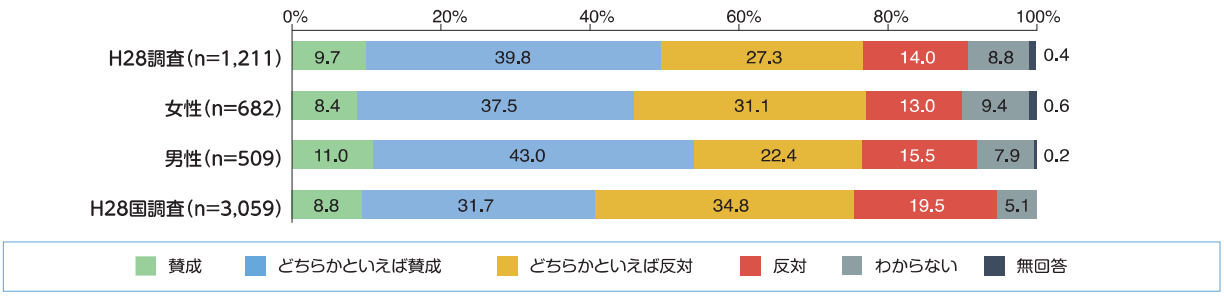

分野毎の男女の平等感について

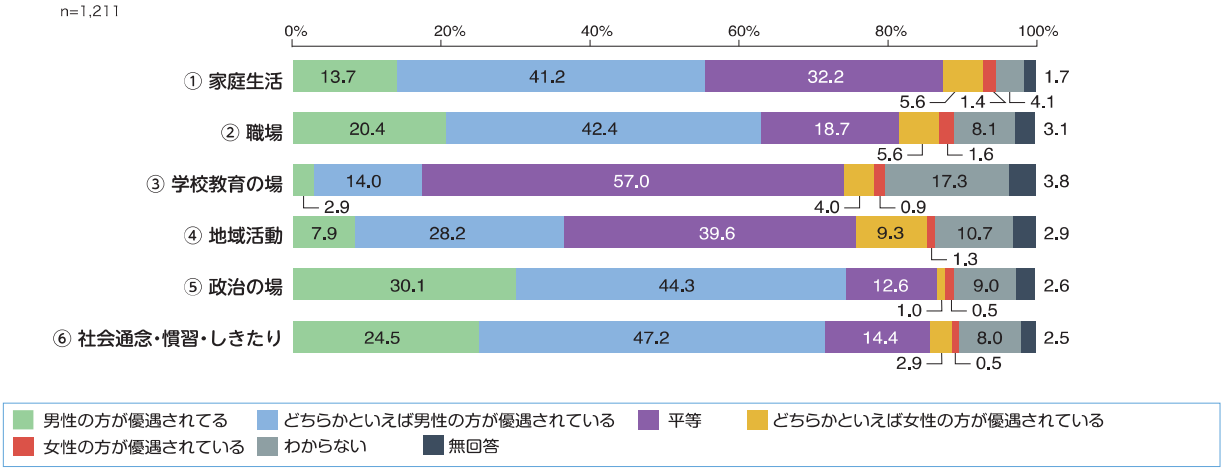

資料：浜松市の男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年度）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年）」

公助　社会が支える

ひとり親家庭などの生活に困難を抱える人が安定した生活が送れるよう、経済的な自立支援や相談しやすい環境づくりが求められます。

また、DV等の被害者が社会の中で孤立してしまわないよう、社会全体で支えていくことが必要です。

施策の方向性 6　生活に困難を抱える男女への支援

- 17 ひとり親家庭等の自立支援
- 18 女性であることで複合的に困難を抱える人への支援

施策の方向性 7　女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 19 DV等の防止に向けた意識啓発
- 20 被害者の相談体制の充実
- 21 被害者の自立に向けた支援の充実

成果指標

施策の方向性	項　　目	現状値（H28）	目標値又は基準値（H36）
6	外国人市民へのわかりやすい情報発信	—	毎年情報（更新し発行）
7	DV及びデートDV防止啓発講座の受講者数	977人	毎年1,000人以上

配偶者やパートナーなどからの身体的、精神的、経済的、性的な暴力について

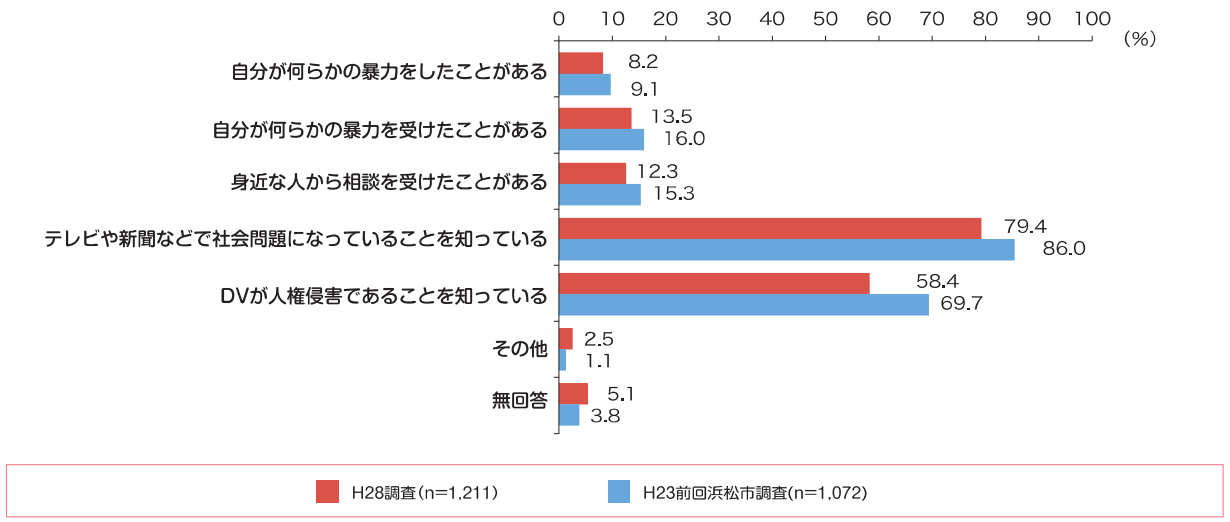

資料：浜松市の男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年度）

本市は、基本目標である

個の力を発揮する　地域で支え合う　社会が支える

の連携により

男女がともに自立・参画し、高めあう
創造都市 浜松

の実現を目指します。

計画の位置付けと目的

第3次浜松市男女共同参画基本計画は、浜松市男女共同参画推進条例第12条第1項に基づく基本計画であり「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する基本計画として位置付けます。

本計画は、すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目的として、条例に規定する６つの基本理念に基づき策定するものです。

男女共同参画社会基本法

- **ＤＶ防止法**
  配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- **女性活躍推進法**
  女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

浜松市男女共同参画推進条例

基本理念

- 個人の人権の尊重
- 多様な生き方の選択
- 政策決定等への平等参画
- 家庭生活と他の社会生活の両立
- 性と生殖に関する女性の健康と権利の尊重
- 国際的理解と協力

↓

第３次浜松市男女共同参画基本計画

計画期間　平成30年度～平成36年度

計画において目指す将来像

男女がともに自立・参画し、高めあう
創造都市　浜松

男女一人ひとりが自立し、
あらゆる分野にともに参画することにより、
お互いの意欲・能力を高めあい、
新たな価値や人材を生み出す創造都市　浜松を目指します。

浜松市　市民部　UD・男女共同参画課
※「ユニバーサル社会・男女共同参画推進課」は平成30年4月から上記課名に変わります。
〒430-8652　浜松市中区元城町103番地の2
TEL 053-457-2364

第２期
浜松市スポーツ推進計画

平成31年度 ～ 平成36年度

（案）

浜松市

第２期浜松市スポーツ推進計画　（目次）

○第１章　第２期浜松市スポーツ推進計画の策定にあたって　・・・・・・　1

1　計画策定の経緯　Ｐ２
2　計画策定の趣旨　Ｐ３
3　計画の性格　Ｐ４
4　計画期間及び進捗管理　Ｐ５
5　計画の実現に向けた連携・協働体制　Ｐ６

○第２章　浜松市スポーツ推進計画の進捗状況　・・・・・・・・・・・・・　7

【　現　状　】　Ｐ８
1　スポーツ実施状況（「市民意識調査」の分析）　Ｐ９
2　スポーツ大会実施状況　Ｐ17
3　スポーツ施設状況　Ｐ19
4　子どもの体力　Ｐ21
5　プロスポーツ（トップスポーツ）チーム等の状況　Ｐ23
6　支援体制　Ｐ27
【　課　題　】　Ｐ30

○第３章　スポーツ推進のビジョン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

1　スポーツ推進の意義　Ｐ32
2　スポーツ推進の基本目標　Ｐ32

○第４章　スポーツを推進するための具体的な取り組み　・・・・・・・・・　35

構想図

【するスポーツ】　人を元気にするスポーツ！！

政策１　生涯スポーツの普及・推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
（1）市民スポーツイベントの推進
（2）ライフスタイルに応じた多様なスポーツ活動の推進

政策２　競技スポーツの支援・連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
（1）トップアスリートの発掘、育成と競技力の向上
（2）ジュニア選手の競技力向上
（3）スポーツを通じた女性の活躍促進

政策３　学校体育等との連携・充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
（1）青少年の運動習慣の確立に向けた取り組み
（2）運動部活動、体育科授業の充実

【みるスポーツ】　まちを元気にするスポーツ！！

政策４　スポーツによるまちの活性化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43
（1）スポーツの魅力発信・情報発信
（2）プロスポーツチーム等との連携・協働
（3）スポーツツーリズム

【ささえるスポーツ】　活力を生みだすスポーツ！！

政策５　指導者・ボランティアの育成と活用　・・・・・・・・・・・・・・・　45
（1）スポーツ指導者の育成
（2）ボランティア育成及び発掘
（3）スポーツ関係団体との連携・協力

政策６　スポーツ施設整備と活用方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46

○資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61
・平成 29 年度実施「浜松市スポーツ（運動）に関する市民意識調査」結果
・スポーツ関連事業一覧
・用語解説（注）文中の 🕮 印の用語は、資料編「用語解説」に説明を載せてあります。
・第２期浜松市スポーツ推進計画の策定経過
・浜松市スポーツ推進審議会条例
・浜松市スポーツ推進審議会委員

第１章

「第２期浜松市スポーツ推進計画」の策定にあたって

1　計画策定の経緯

本市では、平成 21 年 3 月に「浜松市スポーツ振興基本計画」を策定し、市民一人ひとりがスポーツをライフスタイルの一部ととらえ、心身ともに健やかな生活を営むことができるスポーツ文化都市を実現するため、「するスポーツ」「観るスポーツ」「支える（育てる）スポーツ」の３つをスポーツ振興の柱として、スポーツ施策を推進してきました。

国においては、平成 22 年 8 月に「スポーツ立国戦略」を策定し、スポーツを国家戦略とする考えを示しました。その後、昭和 36 年制定の「スポーツ振興法」を全部改正し、スポーツ立国の実現を目指すため、平成 23 年 6 月に「スポーツ基本法」を制定しました。「スポーツ基本法」では、スポーツに関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務が規定されました。この規程に基づき、文部科学省は平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」を策定し、静岡県においては「静岡県スポーツ推進計画」がまとめられました。

本市においては、「浜松市スポーツ振興基本計画」の計画年度終了に伴い、「スポーツ文化都市　浜松」の実現を目指し、スポーツ推進の方向性を明確にして、総合的かつ計画的に取り組んでいくため、「浜松市スポーツ推進計画」を策定しました。目標年次を平成 26 年度から平成 30 年度とし、社会情勢や国の動向、市民のニーズの変化に応じて、数値目標や各事業の見直しを行いました。

こうした中、平成 29 年 3 月には、文部科学省が平成 29 年度からの 5 年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示した「第 2 期スポーツ基本計画」を発表しました。

これらの経緯から、「浜松市スポーツ推進計画」の計画年度終了に伴い、これまでの取り組みを検証し、現状と課題を踏まえて「浜松市スポーツ推進計画」の内容を見直しました。そして、「スポーツ基本計画」ならびに国・県の計画を踏まえ、本市が計画的、かつ総合的にスポーツ推進に取り組んでいくための「第 2 期浜松市スポーツ推進計画」を策定するものです。

≪　計画策定の背景及び計画期間　≫

国

昭和36年6月　スポーツ振興法　制定
：
平成12年9月　スポーツ振興基本計画　策定（平成13年度～23年度）
平成22年8月　スポーツ立国戦略　策定
平成23年6月　スポーツ基本法　制定
平成24年3月　スポーツ基本計画　策定（平成24年度～33年度）
平成29年3月　第2期スポーツ基本計画　策定（平成29年度～33年度）

県

平成17年3月　静岡県スポーツ振興基本計画　策定
平成23年3月　〃　見直し
平成26年3月　静岡県スポーツ推進計画　策定　（平成23年度～32年度）

市

平成21年3月　浜松市スポーツ振興基本計画　策定（平成21年度～25年度）
平成26年3月　浜松市スポーツ推進計画　策定（平成26年度～30年度）
平成31年3月　第2期浜松市スポーツ推進計画　策定　（平成31年度～36年度）

２　計画策定の趣旨

日本のスポーツは、学校体育や企業スポーツを基盤とした「する」スポーツを中心に発展してきました。しかし、少子高齢化や経済状況の変化、急速な高度情報化など、社会的背景の変化とともに、企業スポーツ等の衰退、子どもたちの体力低下、国際競技力の低迷など、スポーツ界も多くの課題に直面しており、スポーツ環境の整備については、これまでと同じ形で進めていくことが難しくなっていると考えられます。このような社会的背景の変化とそれに伴う価値観の多様化、ライフスタイルの急激な変化は、人々のスポーツへの関わり方にも大きな変化をもたらし、「する」スポーツだけでなく、「みる」「ささえる」などの様々な関わり方が、存在するようになってきています。

また、スポーツは、人と人及び地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、「スポーツ振興」の果たす役割は、健康増進や体力の向上にとどまらず、地域社会の再生や地域経済の活力創造に寄与するものとしての期待が高まっています。スポーツを通じた地域・経済活性化のためには、スポーツの成長産業化、スポーツ環境の充実、そしてスポーツ人口の拡大へとつながっていく好循環が重要です。特に、計画期間中には、ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の大型スポーツイベントの開催に伴う事前キャンプの誘致などを通じて、「スポーツ文化都市　浜松」の魅力を発信するとともに、地域資源とスポーツを掛け合わせた「スポーツツーリズム📖」が注目されています。

本市では、2020 年の東京大会をきっかけに、市民のスポーツへの関心、理解を高め子どもや若者達に夢と希望を与え、市民一丸となった取り組みを進めることが大切と考えます。また、市民とトップアスリートとの交流を図ることで、選手との一体感などが生まれ、相手を思いやり、いたわる心の醸成や、スポーツを通したグローバルな視点と知識を合わせ持つ人づくりに繋がることも期待されます。

このような現状や課題を踏まえつつ、多様化する市民ニーズを的確にとらえ、本市の特性を活かしながら、スポーツ振興の方向性を体系的に示し、スポーツ施策をより一層効果的・効率的に推進していくことを目的として、第 2 期浜松市スポーツ推進計画を策定しました。この計画を確実に推進していくことで、年齢や性別、障がい等を問わず、市民一人ひとりがライフスタイルの一部にスポーツを取り入れ、それぞれの体力や、技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しみ、心身ともに健やかで、豊かな生活を営むことができるまち「スポーツ文化都市　浜松」の実現に努めていきます。

市民一人ひとりがライフスタイルの一部にスポーツを取り入れ、

心身ともに健やかで、豊かな生活を営むことができるまち

⇒「 スポーツ文化都市 浜松 」の実現

３　計画の性格

本計画は、国の「スポーツ立国戦略」、「スポーツ基本法」及び「第 2 期スポーツ基本計画」の趣旨及び方向性を踏まえ、本市の実情に照らし合せて策定したものです。また、本計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「浜松市総合計画」との整合性を図っています。

第 2 期スポーツ推進計画は、浜松市スポーツ推進審議会の意見をもとに作成し、市民の皆様やスポーツ団体等からも意見をいただき策定しました。

浜松市総合計画における位置づけ

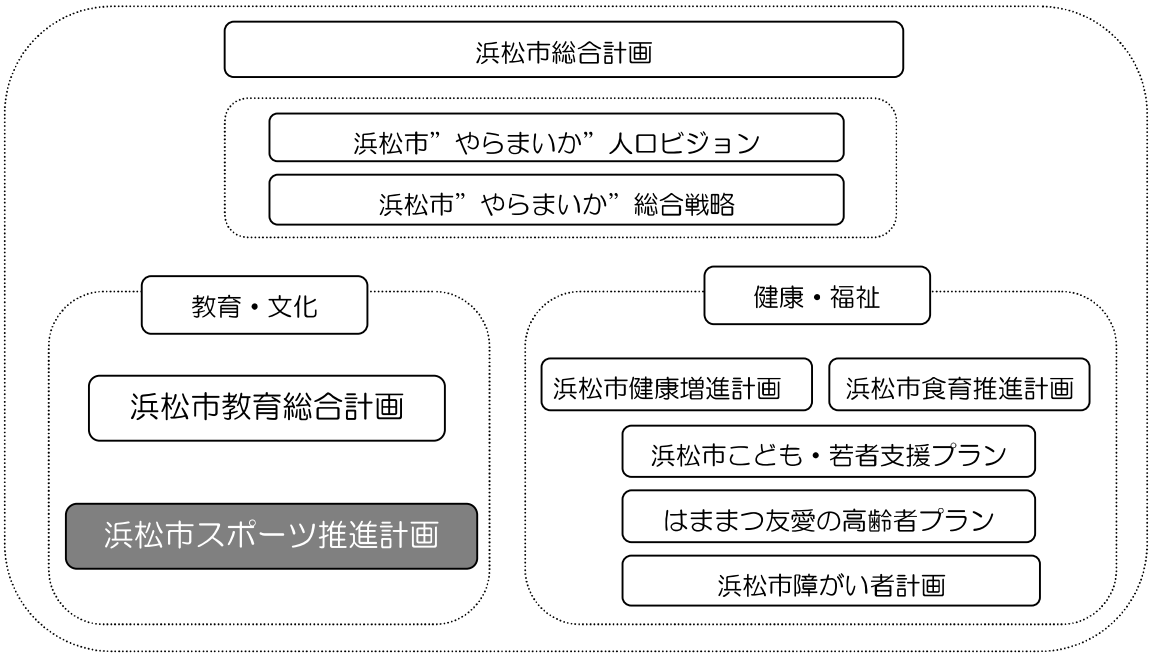

4　計画期間及び進捗管理

第 2 期浜松市スポーツ推進計画の計画期間は、浜松市総合計画（浜松市未来ビジョン第 1 次推進プラン）に合わせ、平成 31 年度から平成 36 年度までの 6 年間とします。

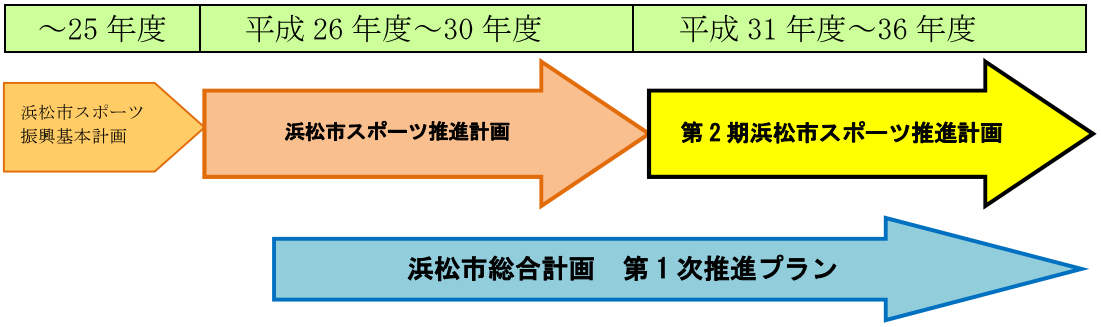

また、第 2 期浜松市スポーツ推進計画の目標に向けて、ＰＤＣＡサイクルを導入し、定期的に評価結果を市民に公表します。

【ＰＤＣＡサイクルのイメージ】

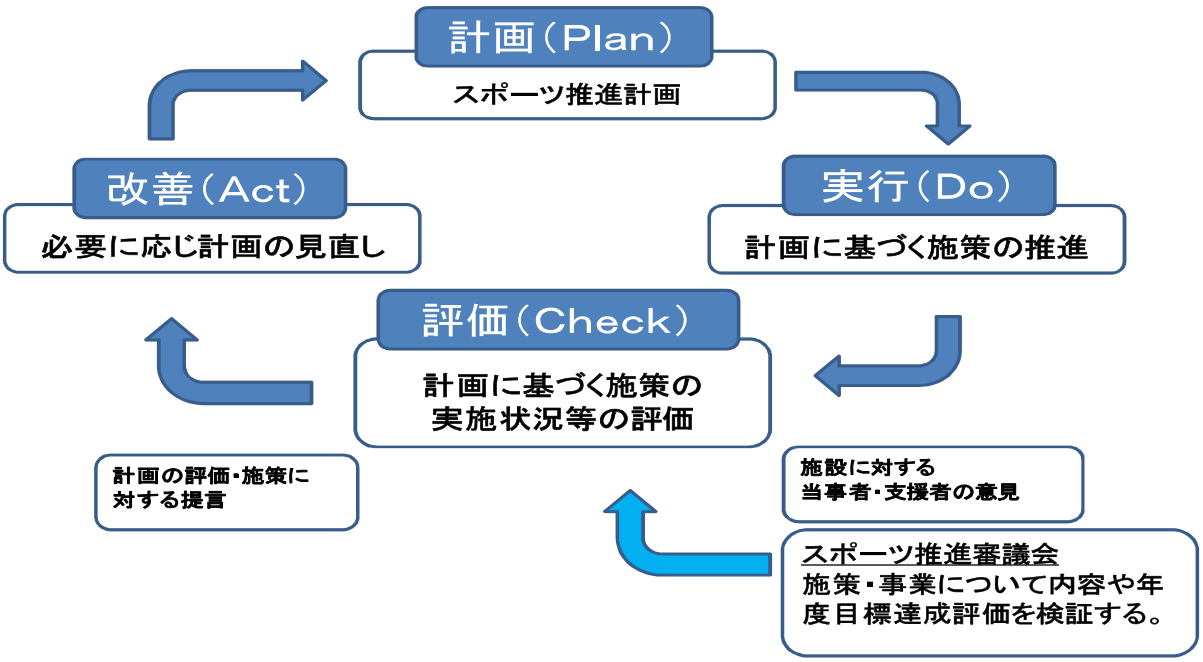

ＰＤＣＡサイクル：Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）

≪　進捗管理の実施方法　≫

進捗管理は、「浜松市スポーツ推進審議会」において実施します。

第 4 章「スポーツを推進するための具体的な取り組み」に紹介している施策・事業について、前年度に取り組んだ事業の実績を報告し、取り組みの内容や年度目標の達成を評価、検証した上で、課題を把握し、今後の取り組みに反映させていきます。

５　計画実現に向けた連携・協働体制

行政だけではなく、市民の皆様をはじめ、地域、学校、民間企業、ＮＰＯ法人等の団体、スポーツ団体、スポーツ推進委員📖、(公財)浜松市体育協会とともに、それぞれの役割や責任を踏まえ、連携・協働して、計画を実現します。

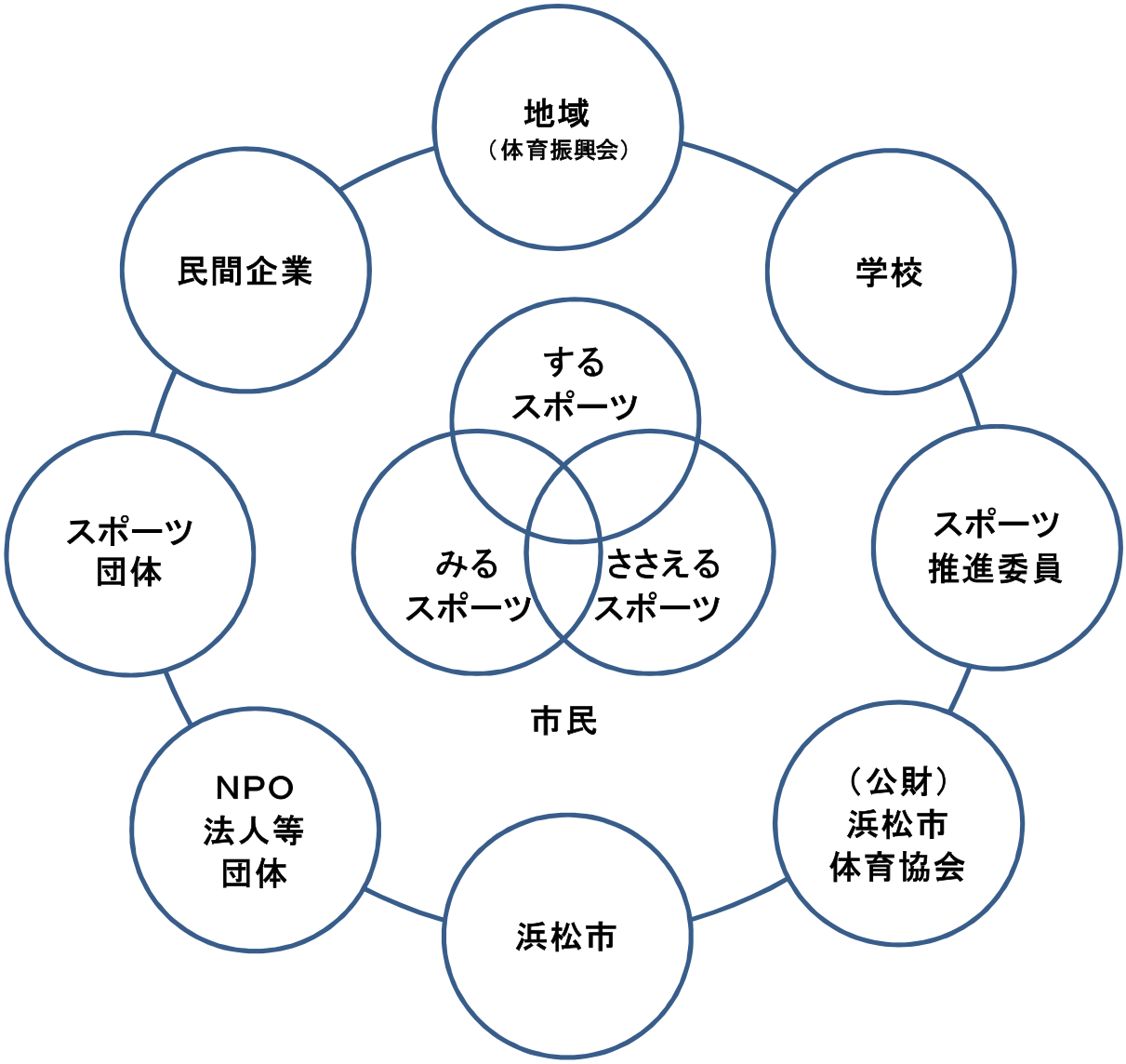

審議（１）

（仮称）浜松市こども計画の策定について

こども家庭部　こども若者政策課

１　市町村こども計画の概要について

（１）趣旨

令和５年４月１日施行の「こども基本法」に基づき、令和７年３月を目途に市町村こども計画を策定するにあたり、地方版子ども・子育て会議の位置づけとして、児童福祉専門分科会に諮っていく。

こども基本法や市町村こども計画、計画策定スケジュールについて説明するもの。

（２）こども基本法

令和５年４月１日、次代の社会を担うすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」が施行された。

ア　こども大綱（こども基本法第９条）

こども基本法の基本的施策の一つとして、こども大綱（こども政策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱）の策定が国に義務付けられた。

こども大綱はこども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ一元化されることとなった。

イ　市町村子ども計画（こども基本法第 10 条）

市町村はこども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画策定に努めることとされている。

また、市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。

・市町村子ども若者計画（子ども・若者育成支援推進法第９条）
・子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条）
・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

ウ　こども等の意見の反映（こども基本法第 11 条）

こども施策の策定、実施、評価をするにあたっては、施策の対象となるこどもや、こどもを養育する者、その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることと定められている。

（３）スケジュール

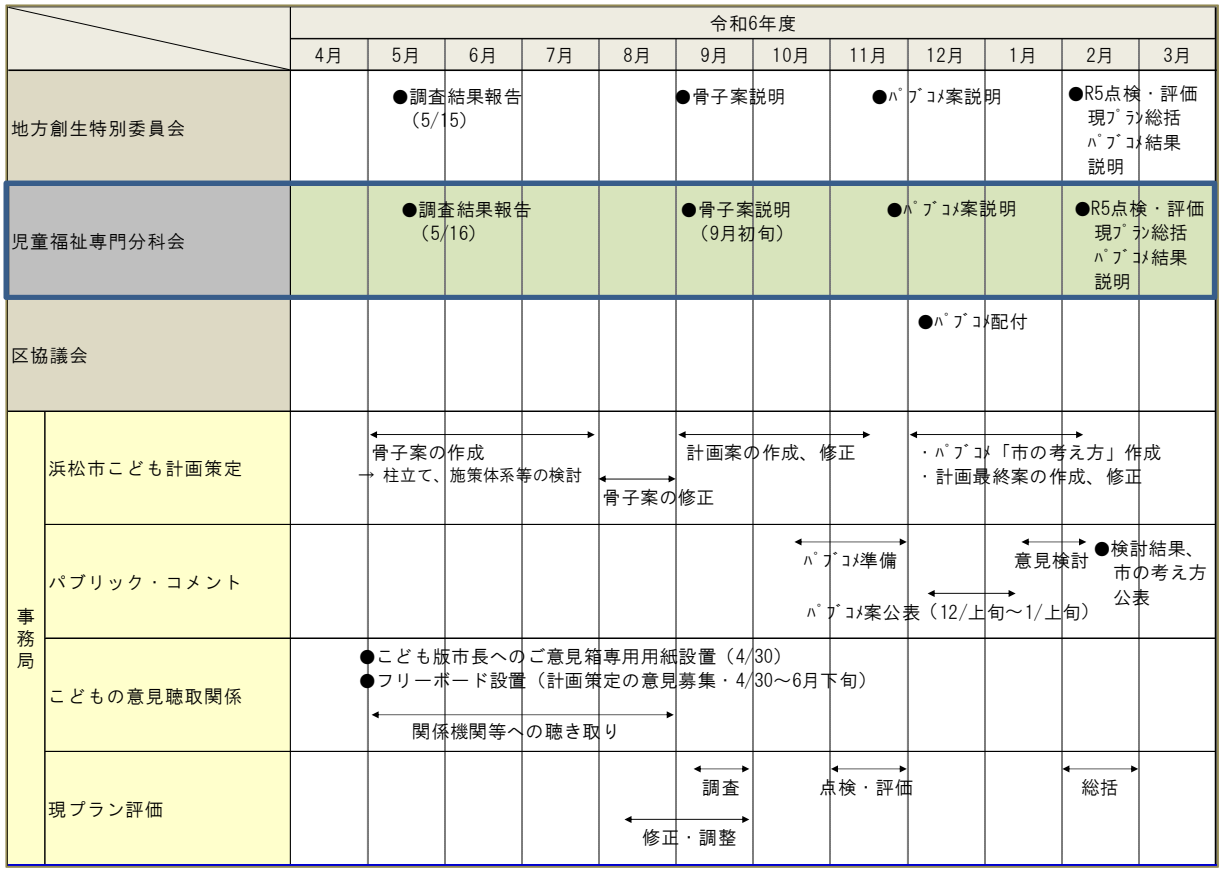

２（仮称）浜松市こども計画の策定に係るアンケート調査結果について（別紙参照）

（１）子ども・子育てに関するニーズ調査

（２）子どもの生活実態調査

（３）若者支援に関するアンケート調査

（４）少子化に関する調査

イ　（仮称）浜松市こども計画の策定に係るアンケート調査結果について

こども家庭部 こども若者政策課

1　調査の概要（令和５年度）

調査名	（1）子ども・子育てに関するニーズ調査	（2）子どもの生活実態調査
調査の目的	「（仮称）浜松市こども計画」を作成するにあたり、教育・保育及び子ども・子育て支援事業並びに若者支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握する	主に「子どもの貧困対策」の施策の基礎資料とすることを目的に、家庭の経済状況や子どもの生活状況等を把握する
調査期間	令和６年１月24日～２月13日	令和６年１月１日～１月25日
調査対象	・就学前児童の保護者　3,000人 ・小学生の保護者　2,000人	・小学校５年生とその保護者　2,500世帯 ・中学校２年生とその保護者　2,500世帯 ・16～17歳の児童とその保護者 2,500世帯
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	民間の事業者に委託 対象者に調査票を郵送、回収された調査票を集計し、「浜松市こども計画」に反映させるため分析	①保護者用と②子ども用の調査票を同封して対象世帯に発送。返信用封筒により①②の調査票を合わせて回収。保護者と子どもの回答を紐づけて分析
有効回答数	・就学前児童保護者 1,060件（34.3%） ・小学生保護者　745件（36.0%） 【合計】　1,805件（36.1%）	・小学校５年生 1,206件（48.2%） ・中学校２年生 1,058件（42.3%） ※小学校５年生か中学校２年生の選択がされていない回答　28件 ・16～17歳　853件（34.1%） 【合計】　3,145件（41.9%）
主な調査項目	・子育て支援施策の利用実態と評価 ・子育て環境の実態把握 ・職場の両立支援制度の利用状況 【調査設問数】 就学前児童保護者　78問 就学児童保護者　37問	・保護者の経済状況などが子どもの生活等に与える影響 ・保護者が抱える困りごと ・子どもの貧困による課題等の把握 【調査設問数】　保護者31問、小・中26問、16～17歳30問
	（就学前児童保護者） ・子育ての人的環境 ・保護者の就労状況 ・平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ・地域の子育て支援事業の利用状況 ・平日以外の教育・保育事業の利用意向 ・職場の両立支援制度 （就学児童保護者） ・子育ての人的環境 ・保護者の就労状況 ・放課後児童会 ・子育て環境や支援の満足度	（保護者） ・自身と世帯のこと ・お子さんの両親 ・家計の状況 ・お子さんとの関わりやお子さんの将来 ・子育ての悩みや子育て支援の制度 （子ども） ・自身のこと ・健康や食事のこと ・ふだんの生活のこと ・学校生活や勉強、仕事のこと ・ふだん感じていること （支援者（アンケートを実施）） ・活動（支援）の内容 ・関わりのある家庭や子どもの特徴や課題

調査名	（3）若者支援に関するアンケート調査	（4）少子化に関する調査
調査の目的	「（仮称）浜松市こども計画」を作成するにあたり、浜松市に居住または通勤・通学する若者等の、「若者が利用できる支援機関の認知度」及び「居場所に対するニーズ」を把握する	出会いから結婚、妊娠、出産、子育てに関する意識や関心についてのアンケート調査を実施することで、実情を把握し、より効果的な少子化対策の在り方と施策の検討資料として活用する
調査期間	令和6年3月10日～3月24日	令和6年1月17日～2月4日
調査対象	ＳＮＳ若者相談事業の利用者	18歳から49歳までの浜松市民　4,000人
抽出方法	ＬＩＮＥ公式アカウント「わかものライン相談＠浜松市」の友だち登録者に対し調査を依頼	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	「令和５年度ＳＮＳ相談利用者アンケート」（ウェブ調査）に含めて実施	民間の事業者に委託 対象者に調査票を郵送し、二次元コードよりインターネット回答
有効回答数	56件	977件（24.4%）
主な調査項目	・若者が利用できる支援機関等の認知度 ・若者の居場所 【調査設問数】11問	・未婚者の結婚観について ・妊娠・出産・子育てについて ・浜松市の子育て支援施策などについて 【調査設問数】48問
	・知っている支援機関等 ・居場所の有無 （居場所「有」と回答した場合） ・行きはじめたきっかけ、理由 ・行くようになって変わったこと ・居場所に望むこと （居場所「無」と回答した場合） ・居場所「無」の理由 ・行ってみたくなる居場所	・結婚願望の有無 ・結婚相手に求める条件 ・結婚相手を探すときにあればよい機会 ・理想とする子供の人数と願望 ・配偶者を含めた出産の有無 ・子供をほしがらない理由 ・妊娠中に困ったことや不安感の内容 ・産後の困ったことや不安感の内容 ・子育て中の困ったことや不安感の有無 ・浜松市の子育て支援施策の評価 ・子育てがしやすい環境 ・仕事と子育て両立にあればよいと思うこと ・市から発信される結婚や子育て支援情報を入手しやすい手法 ・少子化対策に有効な取組

2　調査を受けた考察

（1）　子ども・子育てに関するニーズ調査

ニーズ調査の結果を基に、プランの主要施策である、子ども・子育て支援法で定める重点的に取り組む 15 事業について、以下のとおり考察する。

ア　就学前における教育･保育の提供

NO.	事業名	内容
1	認定こども園（２・３号）、保育所 認定こども園（１号）、幼稚園	・定期的に利用したいと考える事業は、「幼稚園又は認定こども園（幼稚園機能）」が 54.3%と最も多く、「認定こども園（保育園機能）」38.3%、「保育園」32.0%となっている。 ・「小規模保育事業」5.3%、「事業所内保育事業」2.9%、「認証保育所」2.6%、「事業所内保育施設」1.4%などの保育機能の利用希望はいずれも前回調査と比較して増加している。 【考察】 ・多様なニーズに対応した、教育・保育環境の整備が求められていると推察される。
2	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）	

イ　地域子ども･子育て支援事業

NO.	事業名	内容
1	（１）基本型利用者支援事業（保育サービスセンター）	・利用希望調査では、浜松市子育て情報サイトぴっぴが 72.4%と前回調査の 75.6%から 3.2 ポイント減となっているが、子育てに関する情報のニーズが高い状況が継続している。 【考察】 ・保護者が幅広く子育てに関する情報提供を希望している。 ・保育サービス相談員を有効活用し、適切な支援をワンストップで行う相談体制が求められているものと推察される。
	（２）母子保健型利用者支援事業（こども家庭センター）	・利用希望調査では、浜松市子育て情報サイトぴっぴが 72.4%で最も多く、親子ひろば 46.0%、妊婦健康診査事業 44.7%の順となっている。 【考察】 ・前回調査と比較して、子育て支援に関する事業認知度が低くなっている事業もある。 ・こども家庭センターにおいて、妊娠・出産から子育てまで、ライフステージに応じた丁寧な情報提供をしていくことが重要である。

NO.	事業名	内容
2	時間外保育事業 （延長保育事業等）	・平日の定期的な教育・保育の利用時間・利用希望時間は、「8 時間」が最も多く 23.3%、「9 時間」が 18.5%、「10 時間」が 14.4%と続いている。 ・前回調査でのボリュームゾーンは「8 時間」15.7%、「6 時間」13.5%、「7 時間」13.4%であり、利用希望時間が長時間化している傾向にある。 【考察】 ・引き続き利用者ニーズに対応していく必要がある。
3	放課後児童健全育成事業	・就学前児童保護者を対象とした利用希望調査では、小学校低学年（1～3 年生）の希望は 48.9%と前回調査より 9.7 ポイント増加、小学校高学年（4～6 年生）の希望は 17.6%と前回調査より 4.5 ポイント減少した。 ・就学児童保護者のうち、放課後児童会を利用していない保護者においても、平日週 4 日以上の利用希望が 5.0%、平日週 1～3 日の利用希望が 8.0%あった。 【考察】 ・保育ニーズの増加が放課後児童会の利用希望増加に繋がるものと考えられる。 ・放課後の子供の居場所づくりについては潜在的な利用希望も考慮した中で対応する必要がある。
4	子育て短期支援事業	・保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで子供を家族以外に預ける必要について、「ある（利用したい）」が 10.5%と前回に比べて 4.6 ポイント減少している一方で、利用したい場合の理由として「保護者の家族の育児疲れ・不安」が 71.3%で最も多く、続いて「保護者や家族の病気」が 67.6%となっている。 ・必要な泊数は 7 泊以内が 7 割以上である一方、8 泊以上の長期利用の希望もある。 【考察】 ・引き続き利用者ニーズに対応していく必要がある。
5	乳児家庭全戸訪問事業	・ニーズ調査に含まれない事業であるが、引き続き全戸訪問を目標として必要な量の確保に努める。
6	（1）養育支援訪問事業	・ニーズ調査に含まれない事業であるが、適切な養育訪問支援員の確保に努める。
	（2）子どもを守るネットワーク機能強化事業	・ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ引き続きネットワーク機能強化に努める。
7	地域子育て支援拠点事業	・利用希望調査では「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 61.9%と最も多く、前回に比べ 3.1 ポイント増加している。 【考察】 ・保育園等の入所率の上昇に伴い、ニーズ量は落ち着いてきていると考える。 ・今後は、メニューを充実し利用者のニーズに応えていく。

NO.	事業名	内容
8	（1）一般型・余裕活用型一時預かり事業	・利用状況調査では「利用していない」が 86.0%と最も多く、前回調査の 83.0%から 3 ポイント増加しており、その理由として「特に利用する必要がない」が 70.1%と最も多く、前回調査の 65.7%から 4.4 ポイント増加している。 ・利用希望調査では、「利用したいと思う」が 43.9%と前回調査の 39.4%から 4.5 ポイント増加しており、利用目的は、「私用、リフレッシュ目的」が 84.3%と最も多く、前回調査の 60.1%から 24.2 ポイント増加している。 【考察】 ・保育所の整備を進め、入所児童数が増加していることから、就労理由による利用ニーズは減少しているが、私用やリフレッシュ目的での一定のニーズは継続すると推察される。
	（2）幼稚園型一時預かり事業	・利用状況調査では「定期的利用」7.7%と「不定期利用」8.1%を合わせて 15.8%であり、前回調査の「定期的利用」5.6%と「不定期利用」10.4%を合わせた 16.0%とほぼ同率であった。 ・利用希望調査でも「定期的な利用希望」20.2%は前回調査の 22.2%から 2 ポイント減少しているものの大きな変化はない。 【考察】 ・今後も一定のニーズは継続すると推察される。
9	病児保育事業	・利用希望調査では「できれば利用したい」が 36.0%で前回調査の 34.9%から 1.1 ポイント増加し、「利用したいと思わない」が 62.4%で前回調査の 64.5%から 2.1 ポイント減少している。 【考察】 ・今後も、ニーズは微増していくと推察される。
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	・利用状況調査では、幼稚園の一時預かり 8.1%（前回 10.4%）や一時預かり（一時保育）4.0%（前回 3.4%）と比べると、ファミリー・サポート・センターは 0.7%（前回 0.7%）と低い傾向にある。 【考察】 ・他の事業に比べ利用状況が低いのは、サービスを提供する会員が少ないことが要因のひとつと推察されるため、今後も会員確保に努めていく必要がある。
11	妊婦健康診査事業	・ニーズ調査に含まれない事業であるが、実績をもとに必要な量の確保に努めていく。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ適切に事業を推進していく。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	・ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ適切に事業を推進していく。

＜自由意見＞　以下の内容について意見が寄せられた（子どもからの意見）。

内容	件数	内容	件数	内容	件数
遊び場や居場所	68	通学や通学路	18	部活	8
学校生活	41	放課後児童会	14	その他	32
学校施設	18	学校給食	11		

（２） 子どもの生活実態調査

世帯の経済状況（生活困窮群･困窮予備群･一般群）や世帯の構成状況（ひとり親群・ふたり親群）により、子どもの生活状況にどのような影響が生じているかを把握するため、保護者用調査と子ども用調査を紐づけて分析を行った。また、各調査票の末尾に市政に対する自由意見欄を設け、保護者・子どもからの意見の把握を行った。

ア 子どもの状況

分類	内容
学習・教育	・小５、中２の「授業の理解度」は、困窮度が高いほど「わかる」と回答する割合が低い。 ・世帯構成別にみると、ふたり親世帯では 60.7%が「わかる」と回答したのに対し、ひとり親世帯では 41.6%と 19.1 ポイントの差が見られたが、16～17 歳では理解度の傾向に大きな差は見られなかった。 ・16～17 歳の子どもの「だれかに相談したいこと」では、「進学・進路のこと」が 31.3%と高くなっており、他の項目と比べ突出している。 【考察】 ・小学校や中学校は、様々な家庭の子どもで構成されいる一方、高校（16～17 歳）では入学の際に進学先を選択できるため、理解度の差が少ないと推察されるが、16～17 歳で「進学・進路のこと」を悩んでいることから、相談できる体制整備が求められる。
健康・生活習慣	・体調が悪い時に「すぐに病院に行く」や「薬を飲んだり使ったりする」の割合に、家庭状況による大きな差は見られないが、困窮群やひとり親群では、朝食の欠食の多さや就寝時間の遅さ、遅刻を経験した割合が高い傾向がみられる。 【考察】 ・医療機関への受診に大きな差がみられなかったことは、医療費助成が一定の効果を果たしていると考えられ、子どもへの健康への支援は継続して実施することが必要と考える。 ・生活習慣に関しては助言できる環境整備が必要であるが、家庭内の考え方や保護者の生活サイクルも影響していると考えられ、行政による関与が難しい面がある。
社会性・将来の自立	・「がんばれば良いことがあると思うか」の設問では、小中は困窮判定別で差がないのに対し、16～17 歳では、全体で「あまり思わない」「思わない」を合わせて 13.9%であるところ、困窮群のみでは 24.3%と高い割合であった。 【考察】 ・年齢が上がるにつれ思い通りにいかない経験をし、将来への希望を持てない子どもがいることは課題である。 ・家庭の経済的状況の影響が少なくなるよう考慮しなくてはならない。
勤労状況（16～17 歳のみ）	・10%ほどの子どもが就労していると回答があり、稼いだお金の用途は「友達と遊ぶ費用」「趣味のための費用」が高く、「家計の足し」「進学のための費用」などは 10%未満となった。 【考察】 ・結果からは子どもの家計に対する負担の割合が低く出ているが、16～17 歳の回答率が低いため、本調査へ回答する時間の確保や回答への家族の理解を得にくい状況があると推察され、すべての実態は把握できていないことに注意が必要である。

＜自由意見＞　以下の内容について意見が寄せられた。

（小５・中２の子ども）

内容	件数	内容	件数
施設	195	浜松市について	64
学校	184	通学路、交通手段	43
お金	139	いじめ	38
環境、防犯、防災	102	先生	36
夢、進学、職業	98	学習支援	26
子どもの居場所	69	その他	289

（16～17 歳の子ども）

内容	件数	内容	件数
自習室、居場所	77	お金	19
施設	60	先生	8
通学路、交通手段	60	環境、防犯、防災	5
浜松市について	47	その他	52
進学、職業	32		
学校	21		

イ 保護者の状況

分類	内容
家庭の経済的困窮の状況	・過去 1 年間で「生活費が不足して、親族や金融機関からお金を借りた」経験があると答えた保護者は、小中では 5.3%、16～17 歳では 7.0%いた。 ・小 5・中 2 の保護者では、子どもの将来のために「貯蓄したいが、できていない」と答えた割合が、全体では 28.8%であったのに対し、困窮群（61.1%）、予備群（56.3%）、ひとり親群（55.6%）では高い傾向にある。 ・子どもにお小遣いを渡すこと、習い事や学習塾の利用が「経済的にできない」と答えた保護者の割合も同様の傾向が見られた。 【考察】 ・生活費の不足から、子どもへの支出ができない状況があり、手当による支給だけでなく、子どもへの直接的支援として、習い事支援等で貧困対策を講ずる必要がある。
就労と子育ての両立	・困窮群で「複数の仕事をしている」、「休職中」の割合が高く、「正社員・正規社員」の割合が低い傾向にあり、母親の帰宅時間については、ふたり親の場合「18 時より前」の割合が高いが、ひとり親の場合、帰宅時間が遅くなる傾向が見られる。 【考察】 ・帰宅時間に表れているとおり、ふたり親群では、主に母親は子育てを優先して仕事量を調整していると推測される。 ・ひとり親群では、雇用形態･帰宅時間などから、困窮しないために子育てより就労を優先せざるを得ない傾向がみられ、両立への支援や親不在時の子どものケアが必要である。
保護者の孤立・悩み支援・サービスの活用状況	・「身近な相談相手がいるか」の設問では、困窮するほど「いない」と答える割合が高く、孤立していることが伺える。 ・保護者が抱える子どもに関する悩みとしては、どの年代でも、どの困窮判定別でも「進学・進路」の割合が高く、各種支援制度については、「利用の手続きがわからない」や「制度を知らない」の割合が 10%を超えるものがあった。 【考察】 ・孤立を防ぐため、相談窓口などの支援制度の周知強化が必要である。 ・学習面での相談支援の実施に合わせ、奨学金や就学資金等の貸付制度の充実が求められていると推察される。
居場所等に対するニーズ	・居場所の利用ニーズは困窮群で高く、特に学習支援への期待が高い。 ・小中と 16～17 歳を比較すると、場所だけの提供に小中が 33.5%のニーズがあるのに対し、16～17 歳は 15.4%と 18.1 ポイント低く、年代により居場所等への期待の種類が違うことがわかる。 【考察】 ・小 5・中 2 では大人の目が届く子どもの居場所として期待が大きいのに対し、16～17 歳では、困窮する世帯が居場所の提供だけでなく、食事や学習指導、食料品の提供を求めており、年代ごとにニーズを踏まえた支援を検討する必要がある。

＜自由意見＞　以下の内容について意見が寄せられた。

（小５・中２の保護者）

内容	件数	内容	件数
子育て支援全般	162	相談支援	31
教育費	129	施設	28
学校、教育	127	学童保育等	26
子どもの居場所	67	ひとり親	25
医療費	49	安心安全な地域	24
家庭環境等	46	児童手当	14
不登校、障がい	45	いじめ	4
学習支援	34	その他	133

（16～17 歳の保護者）

内容	件数	内容	件数
子育て支援全般	70	児童手当	7
教育費	42	ひとり親	5
学校、教育	29	安心安全な地域	4
相談支援	21	施設	4
子どもの居場所	15	学習支援	3
医療費	11	いじめ	1
家庭環境等	10	その他	62
不登校、障がい	10		

（３） 若者支援に関するアンケート調査

若者が利用できる支援機関の認知度及び居場所に対するニーズの把握を行った。

分類	内容
若者が利用できる支援機関等の認知度	・若者が利用できる各種支援機関は、若者の SOS を受け止める場として有用であり、若者自身への周知が持続的に図られていることが重要である。 ・SNS 相談の利用を望む若者を対象に絞って行った本調査では、若者が利用できる支援機関等を「どれも知らない」と回答した若者の割合は 30.4%に上り、全国調査（※1）における同割合より 15 ポイント上回った。 【考察】 ・相談を望む若者が相談窓口を認知していない状況への対策として、若者の悩みに柔軟に応じる場を構築し、必要な支援につなげていく伴走体制の整備が必要と考える。
居場所に対するニーズ	・本調査において、家（普段寝起きをしている場所）以外にここに居たいと感じる場所が「ある」と回答した若者は 48.2%で、全国調査（※2）における同割合を 13.4 ポイント下回った。 ・ここに居たいと感じる場所が「ない」と回答した若者（51.8%）はその理由として、「そういった場所の情報がない、存在を知らない」（44.8%）、「安心できる人、知っている人がいない」（37.9%）を挙げた。 【考察】 ・若者が安全で安心して過ごせる場は、そこで過ごす時間、出会う人など全てが次の一歩を踏み出すための成長の糧となり得る場であることが望ましい。 ・若者がここに居たいと思える居場所づくりが急務であるが、その場を居場所と感じるかどうかは若者本人が決めるものであり、若者一人一人に寄り添い、その主体性を大切にして多様な居場所を展開していくことが必要と考える。

※1…こども・若者の意識と生活に関する調査（令和 5 年 3 月）内閣府政策統括官（政策調整担当）
調査対象：15 歳～39 歳
※2…こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書（令和 5 年 3 月）内閣官房こども家庭庁設立準備室
調査対象：おおむね 30 歳まで（※13 歳～30 歳の結果を比較対象として抜粋）

（４） 少子化に関する調査

より効果的な少子化対策のため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てに関して調査、分析を行った。

ア 未婚者の結婚観について

分類	内容
結婚願望	・結婚願望の割合は、「したいと思っている」（36.4%）、と「できればしたいと思っている」（43.0%）を合わせると 79.4%で、令和 3 年の前回調査より 10.7 ポイント増加している。 【考察】 ・結婚願望があるにもかかわらず、希望する結婚がかなっていない方たちには、個人のニーズに対応した支援が必要と考える。
結婚への不安感	・結婚願望がある方で、結婚に対する不安なことは、「経済的な不安」（64.4%）が最も多く、次いで「パートナーとの相性」（53.0%）、「仕事と家庭の両立」（46.3%）、「子育てに対する負担感」（40.9%）の順となっている。 ・女性に比べ男性は、経済的な不安の割合が高く、女性は仕事と家庭の両立や子育てに対する負担感の割合が高い。 【考察】 ・収入や雇用が安定しない非正規の雇用形態や、近年の物価高の影響により、経済的な不安が結婚を躊躇する要因の一つとなっていると推察される。 ・女性は、結婚や出産によりキャリアが分断されてしまうことや、子育てが女性に偏る状況を解消しなければ、女性の結婚への不安感を払拭することは難しい。

イ 妊娠・出産・子育てについて

分類	内容
理想とする子供の人数	・理想とする子供の人数は「2 人」が 51.9%で最も多く、以下「3 人」（25.9%）、「1 人」（6.2%）の順で、「0 人」は 5.7%であった。 ・こどもを欲しがらない人は、29 歳以下で 9.5%と、他の年代より高い。 ・理想の人数が叶わない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が 50.8%で半数を占め、「年齢が高いから」が 34.7%となっている。 【考察】 ・子育て家庭が負担感を抱えている現状から、若い世代が結婚や子育てにネガティブなイメージを持っていると推察される。 ・結婚に対する不安と同様に、子育てに対しても経済的な不安が子どもをあきらめる理由にならないよう、経済的な支援が必要である。 ・年齢が高いことが理由で子どもをあきらめることがないよう、晩婚化への対策が必要である。

子育て中の困ったことや不安感	・女性で、子育て中に困りごとや不安をいつも感じた人の割合は26.9%で、男性より5.1ポイント高い。 ・困りごとや不安の内容は、「子供の発育や発達」が49.2%で最も高く、次いで「自分の時間がとれない」（46.6%）、「リフレッシュしたいときに預けられない」（39.8%）であった。 【考察】 ・女性の困りごとや不安感を解消できるように、固定的な性別役割分担意識を無くし、男性が積極的に家事や育児に参加できる環境を整える必要がある。 ・核家族化が進行し、親の負担感が増えるとともに、子育ての孤立感から「子供の発育や発達」に不安感を持つ家庭が多く、時間的な余裕もないと推察される。 ・身近な場所でサポートを受けることができ、全ての子育て家庭が安心してこどもを産み育てられ、自己実現ができる環境が求められている。

ウ　浜松市の子育て支援施策などについて

分類	内容
子育て支援施策への評価	・浜松市の子育て支援施策により子育てがしやすくなったと「思う」（12.3%）と、「どちらかというと思う」（49.9%）を合わせた評価している人の割合は62.2%であった。 【考察】 ・本市においても様々な子育て支援策を実施しており、他都市より充実した施策があるが、全ての子育て家庭が情報を把握しているわけではない。 ・制度があっても使われない状況を回避し、支援を必要としている方にサービスを届けるためには、情報発信や広報活動に力を入れていく必要がある。

浜松市農業振興ビジョン　チャレンジ・工夫で「もうかる農業」を実現する

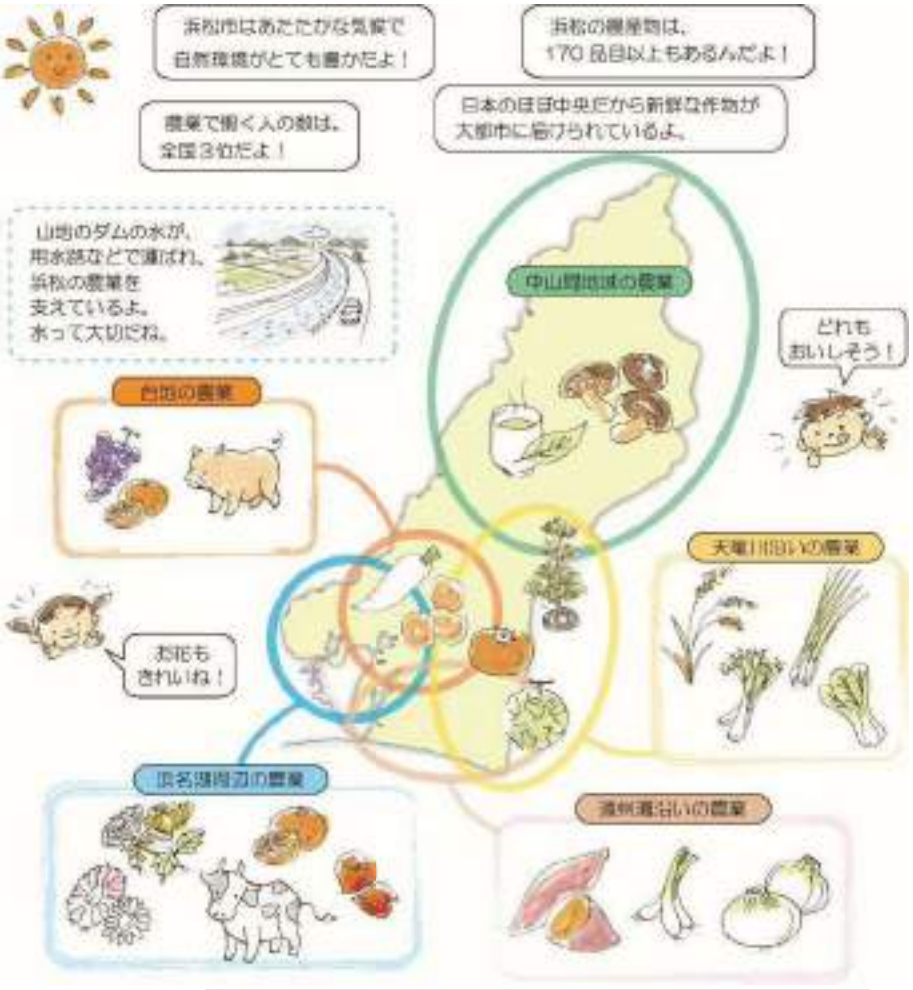

それぞれの土地にいろんな作物がたくさん作られていて、浜松はとっても農業が盛んだよ。でも、高齢化や後継ぎ不足で農業をやる人が減っているんだって。

これからもずっと農業が続くように、浜松でとれた作物をすすんで食べたり、農作業を体験したり、みんなに農業の大切さを伝えたいね。

農業は、市民の食生活や環境を守る大事な産業なのじゃ。
「もうけ」が出ないのでは、農業をやる人は減るばかりじゃ。
５つの力を強くして、浜松の農業をもっと盛んにするのじゃ。

浜松市農業振興ビジョン

浜松市農業の現状

環境と活力が本市の農業を支えています

浜松市は、日本のほぼ中央に位置し、全国で２番目の市域を有しています。日照時間が長く、気候が温暖で、急峻な中山間地域から扇状に広がる平野部、海岸線までと多様な地形を有しています。このように豊かな自然環境の中で 170 品目を超える農産物が生産され、農業産出額全国７位、総農家数全国１位、農業就業人口全国３位となっています。また、全国初となる促成栽培を行うなど、新しいことに挑戦する“やらまいか精神”や先人達が取り組んだ農業基盤の整備などにより浜松市の農業が発展してきました。

市民の「暮らし」を支える農業を、みんなで振興していくことが必要です

しかし、近年は高齢化、後継者・労働力不足、収益の減少等を理由に、農家数が減少しており、今後、経営耕地の減少・分散が急速に進むことが懸念されます。一方で、高い経営意欲を持って作業効率化や規模拡大により活躍している若手農業者も増えつつあります。

本市の農業が持続的に発展するためには、全市民が目指すべき方向性を共有し、みんなの「暮らし」を支える農業の振興に取り組むことが必要です。さらに、農業者も経営的な視点を持って生産することが必要となっています。

推進体制

オール浜松による農業振興を目指します

農業者はもちろんのこと、多様な主体が連携し、オール浜松で農業振興を図っていくことが重要です。計画期間中は、市民や農業関係者などで構成する「浜松市農業振興協議会」が基本施策の状況を確認するとともに、新たな事業提案を行います。

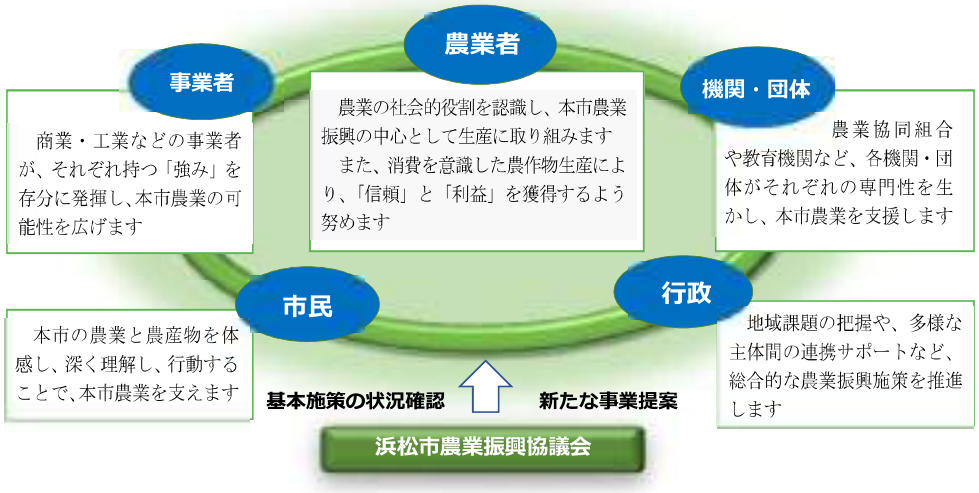

基本理念　チャレンジ・工夫で「もうかる農業」を実現する

「もうかる農業」とは、小規模から大規模まですべての農業者が収益を上げることにより、農業が持続的に発展することをいうのじゃ！
これにより市民も安心して豊かな食を楽しむことができるのじゃ！

計画期間　2019 年４月１日～2025 年３月 31 日

本ビジョンの期間は、30 年後の本市の将来像を描いた「浜松市総合計画/基本構想『浜松市未来ビジョン』」を受け、10 年間の基本計画を定めた第１次推進プランの終期に合わせた６年間とします。

	基本方針	基本施策
「営」む力	「経営者」の意識を醸成し、市場競争力の高いビジネス経営体を育成する 多様な人材が働きやすい環境を整える	①ビジネス経営体の育成 ②「経営者」意識の醸成 ③多様な担い手の確保
「売」る力	戦略を明確にし、販路拡大や付加価値の創出を目指す 消費者とのつながりを強化し、相互利益を生み出す	④６次産業化やブランド化による付加価値づくり ⑤輸出販売を含む販路拡大 ⑥マーケティング戦略を持った農業者の育成 ⑦安全・安心な作物の生産と流通
「産」む力	農地の集積・集約により強い農業経営の実現を図る 先端技術の活用や栽培技術の向上により生産性を高める	⑧安定した農地の確保 ⑨優良品種、気候変動に対応する作物の生産 ⑩ICT、省力化技術等の導入 ⑪栽培技術の継承と業務改善の実施
「守」る力	農地の果たす多面的機能を理解し、農地を守り、農村環境を次代に伝えていく 農業生産の基盤を整備し、良好な営農環境を確保する	⑫農地の保全、耕作放棄地の解消、 農村景観の維持 ⑬農業生産基盤の整備、 施設の耐震化・老朽化対策 ⑭鳥獣被害対策
「地域」の力	浜松産農産物の豊富さ・美味しさを実感し、伝えていく 自然豊かな農山村を地域資源として活用し、活気をもたらす	⑮食農教育、地産地消の推進 ⑯浜松農業の理解と情報発信 ⑰観光資源としての農山村の活用

2019 年4月　浜松市　産業部　農業水産課　〒430-8652　浜松市中区元城町 103-2
TEL:053-457-2333　FAX:050-3606-6171　e-mail:nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市の
みちづくり計画

平成29年度～平成38年度

Road Plan Hamamatsu

浜松市

目　次

１．計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．道を「つかい・つくり・まもる」上での課題　・・・・・・・・　３
３．浜松市の将来像・関連計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４．市民ニーズ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
５．道を「つかい・つくり・まもる」の方向性　・・・・・・・・・１９
６．みちづくりの基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
７．道路整備プログラム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
８．参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

1. 計画の概要

■背景と目的

浜松市は、首都圏と関西圏のほぼ中間に位置し、その恵まれた立地条件の下、これまで、国土交通省、静岡県、NEXCO中日本等との関係機関と連携する中で、高速道路から生活道路まで様々な“みちづくり”を推進し、市民の利便性向上や安全・安心な移動の実現等に寄与してきました。

“みちづくり”の中でも、道路整備に関しては、用地の確保や工事の実施等で多くの財源が必要となることのほか、多くの市民の皆様のご協力が必要となり、短期間にて全ての道路を完成することは困難です。

このため、浜松市では、平成18年度に道路整備の指針となる「浜松市のみちづくり計画」を作成し、平成24年度に一部見直しを行いながら、一歩ずつ着実な道路整備を進めてまいりました。

しかしながら、昨今の高齢化の進展や生産年齢人口の減少が加速する状況下で、道路の観点で産業や観光の発展を支え、魅力や活気があり、持続可能な都市の形成を図るためには、既存の道路を有効に“かしこくつかい”、真に必要な道路を“つくる”ことが必要です。

また、政令指定都市の中でも、類まれにみる道路延長、橋梁数等を管理しており、近い将来、これらが一斉に更新時期を迎えることから、限られた財源の中で、計画的な維持・修繕等を確実に行う必要があります。

更に、巨大地震や局所的な豪雨、頻発する大規模自然災害等、著しい自然環境の変化に耐え得る道路施設として、しっかり保全するとともに、痛ましい交通事故から市民を守る等、安全・安心で住みよいまちを“まもる”の観点で考えていく必要があります。

このように、近年、道路を取り巻く環境が変化し、多くの課題を持つ中で、本市が持つ「浜松市総合計画」等をはじめとする関連計画や様々な市民ニーズを踏まえ、平成29年度から10年間における道路を「つかい・つくり・まもる」について、基本理念・基本方針等を定めた「浜松市のみちづくり計画」を策定しました。

本計画に沿って“みちづくり”を進めることにより、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」に貢献します。

浜松市のみちづくり計画
（平成19年3月策定、平成24年3月見直し）

“みちづくり”を取り巻く様々な背景

- 新東名高速道路の開通
- 三遠南信自動車道の部分開通
- 人口減少・高齢化の進展
- 南海トラフ巨大地震への備え
- 観光・産業力の持続・強化への必要性の増加
- 道路施設の老朽化
- 安全な交通社会の実現への機運の高まり
- 自然災害の頻発

等

浜松市のみちづくり計画
（平成29年度～平成38年度）

■計画の構成

「道を『つかい・つくり・まもる』上での課題」、「浜松市の将来像・関連計画等」、「市民ニーズ」を踏まえて「道を『つかい・つくり・まもる』の方向性」を整理し、その方向性に対応した「みちづくりの基本方針」を設定しました。また、重要度の高さおよび財政状況を考慮し、具体の予定箇所を「道路整備プログラム」に位置付けました。

浜松市のみちづくり計画

- 2.道を「つかい・つくり・まもる」上での課題 P.3～14
- 3.浜松市の将来像・関連計画等 P.15～16
- 4.市民ニーズ P.17～18
- 5.道を「つかい・つくり・まもる」の方向性 P.19～26
- 6.みちづくりの基本方針（道路の利用・整備、保全の方針） P.27
- 7.道路整備プログラム（道路の利用・整備、保全の予定箇所） P.28～42

■みちづくり計画の目標年次

◇目標年次：平成38年（2026年）

◇計画期間：平成29年度から平成38年度までの10年間

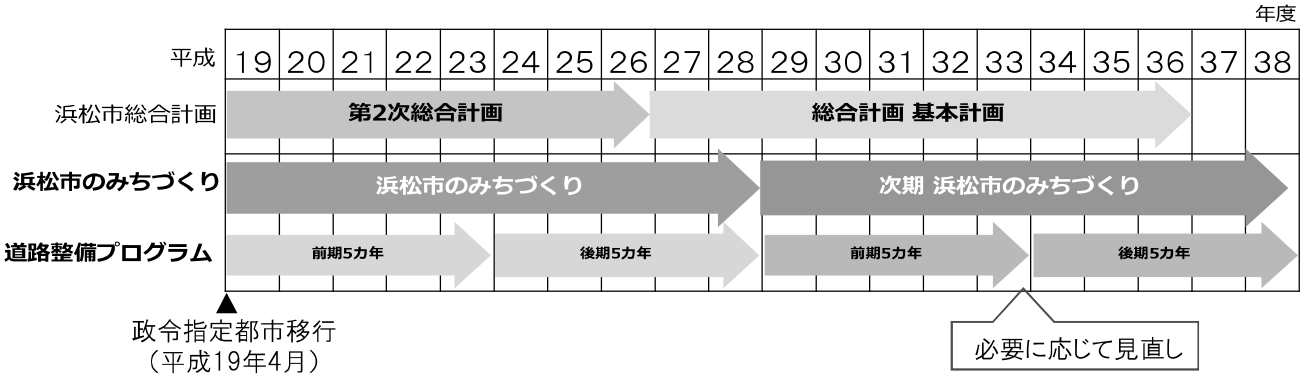

■本計画の位置付け（上位・関連計画との関係性）

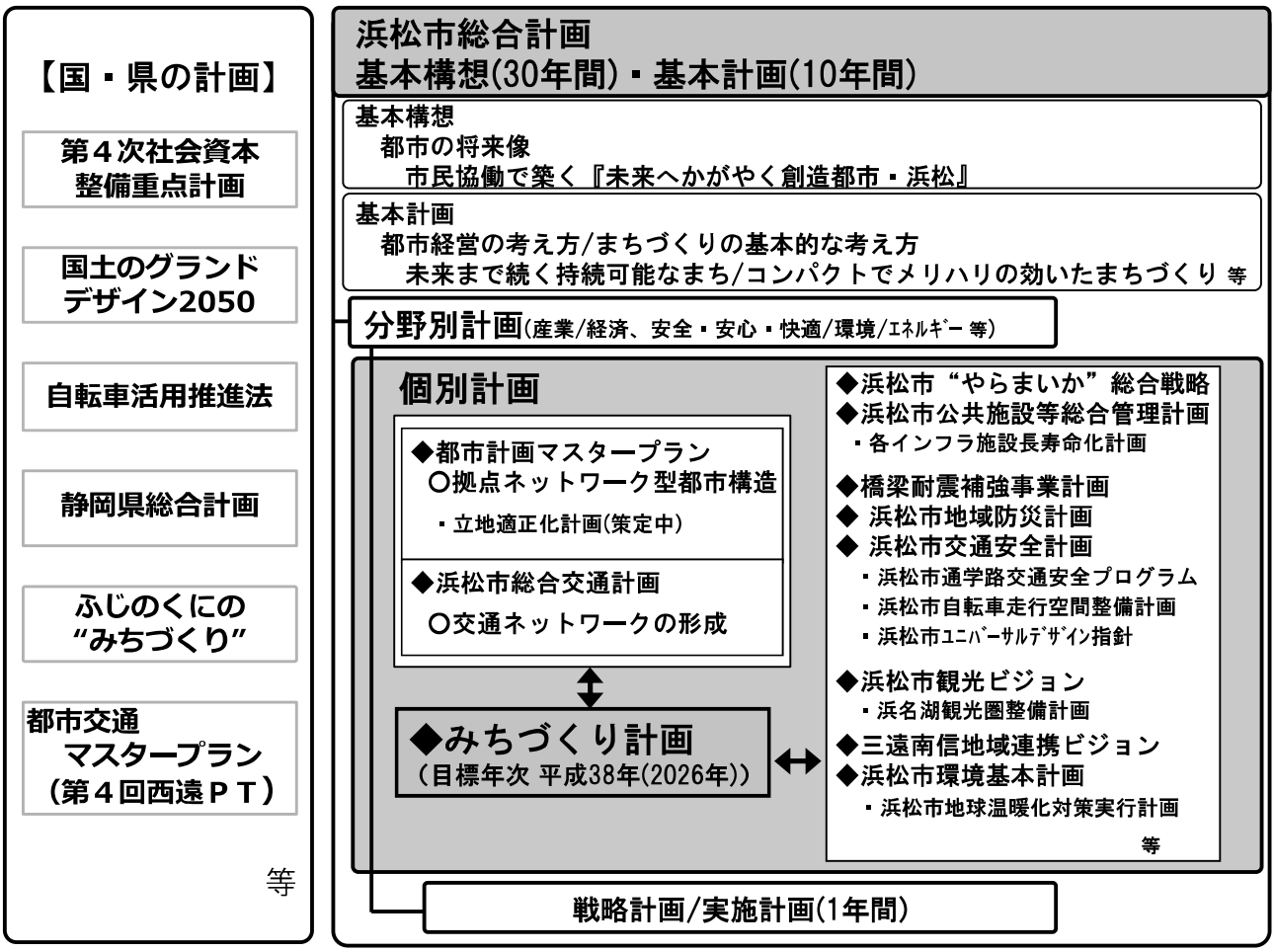

第２次
浜松市環境基本計画（改定版）
概 要 版

～豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市～

『第２次浜松市環境基本計画』ってどんな計画なの？

2015 年から 2024 年までの、より良い環境づくりや環境の保全のための市の施策・方針が記載されているのじゃ。

どうして『改定版』を作ったの？

SDGs とかパリ協定のような環境に関する新しい考え方や方針が出てきたから、整合が取れた計画となるように見直しをしたのじゃ。

● 計画の趣旨

「浜松市環境基本計画」では、30年後（2045年）における環境の将来像を達成するために持続可能な社会を構築するという「総合方針」と、そのために環境分野で取り組むべき「5つの基本方針」を定めています。

● 改定の経緯

2015年3月に策定した第2次計画から5年が経過し、SDGsやパリ協定、海洋ごみ問題など、策定以降の社会情勢の動向を踏まえ改定を行いました。

● 計画期間

目標年次：2015年度から2024年度

※2020年4月に中間見直しを行い改定

● 計画の推進

計画の推進：市民や事業者、環境関連団体などと市が参加し、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

進 捗 管 理 ：進捗は環境政策課が管理し、毎年浜松市環境審議会に報告します。

● 浜松市 SDGs未来都市計画

本市は、2018年に「SDGs未来都市」に選定され、「浜松市 SDGs推進プラットフォーム」の設立などの取り組みを進めています。

本計画では、施策をSDGsのゴールと関連付けて整理しています。

浜松市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第２次浜松市環境基本計画（改定版）
— 概 要 版 —

発行　浜松市　環境部　環境政策課
TEL：053-453-6146　FAX：050-3606-4345
E-mail：kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

第２次浜松市環境基本計画（改定版）の概要

30年後に目指す環境像：豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市
（環境の将来像）

総合方針　環境・社会・経済が調和する持続可能な社会の創造

基本方針１
健康で安全な生活環境を保全する都市

主な施策の方向性

● **大気汚染対策**

健康被害の発生を未然に防止するため、大気の常時監視や工場等への立入検査などを行います。

● **水質保全対策**

河川や海洋の水質を保全するため、水質の常時監視や工場等への立入検査を行います。浜名湖・佐鳴湖の水質対策を進めます。

● **有害化学物質等対策**

有害化学物質を取り扱う工場への立入検査などを行います。

環境指標

佐鳴湖のCOD（化学的酸素要求量）

2018年度 7.8mg/L 現状 ▶ 2024年度 8mg/L以下※ 目標

※佐鳴湖水質は水質改善の途中のため、環境基準（5.0mg/L）を達成するために、現段階で維持するべき目標として設定しています。

基本方針２
資源を有効に活用する循環型都市

主な施策の方向性

● **一般廃棄物の減量とリサイクルの推進**

3R(リユース・リデュース・リサイクル)や食品ロス削減のための取組を実施します。

● **産業廃棄物対策**

産業廃棄物の排出抑制及び適正処理のため、排出事業者や処理業者への指導を行います。

● **バイオマスの活用**

木材や生ごみなどのバイオマスを利用した、エネルギーの地産地消に取り組みます。

● **海洋プラスチックごみ対策**

プラスチックごみ削減のため、プラスチック製品の利用抑制や分別について啓発を行います。
浜名湖クリーン作戦など、プラスチックごみの海洋流出防止のための取組を行います。

環境指標

１人１日当たりの一般廃棄物排出量

2018年度 879g 現状 ▶ 2024年度 851g 目標

基本方針３
気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市

主な施策の方向性

● **再生可能エネルギーなどの導入**

本市の環境の特徴を活かし、太陽光やバイオマス、小水力などの再生可能エネルギーの導入を進めます。

● **地球温暖化対策の計画的な推進**

省エネ設備の導入など、市が率先して省エネルギー化に取り組みます。
省エネルギーに配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着のため、省エネルギー化について普及・啓発活動を行います。

● **CO_2吸収源の確保**

CO_2の吸収源となる森林や緑地の保全についての施策を推進します。

● **気候変動に対する適応**

地球温暖化により生じる環境の変化（気候変動）について、対応策の検討を行います。

環境指標

市域の温室効果ガス排出量の削減量

2013年度 ▶ 2016年度 基準年度比15%減 現状 ▶ 2024年度 基準年度比19%減 目標

※基準：2013(平成25)年度排出量　5,795千t-CO_2

基本方針４
多様な環境と人々のくらしが共存する都市

主な施策の方向性

● **生物多様性の保全**

貴重な動植物の生息調査や保全のための取組、外来生物の防除・管理を行います。
生き物調査や出前講座など、生物多様性への理解を深めるためのイベントを実施します。

● **森林・農地・緑地の保全**

地球温暖化や災害の防止、生物多様性の保全など、様々な機能を持つ森林を保全するための施策を推進します。生物の生息・生育場所となる森林や農地、公園などの緑地のつながりをつくります。

● **地域資源の持続可能な活用による産業の振興**

優良な森林として「FSC 森林認証」を取得した「天竜材」を用いて、本市の木材製品の積極的な活用・普及啓発を行います。

環境指標

緑地保全面積

2018年度 1,374ha 現状 ▶ 2029年度 3,931ha 目標

基本方針５
環境活動を実践する人が育つ都市

主な施策の方向性

● **学校・地域・社会など幅広い場における環境教育**

Eスイッチプログラムを活用し、学校や地域、企業の学習会での環境教育を促進します。
環境教育に取り組む新たな指導者の育成や活動の支援を行います。

● **環境情報の積極的な発信**

市のホームページやSNSを活用し、自然環境や環境教育、市の環境施策について情報発信を行います。
市民・事業者・学校などが取り組んでいる環境教育について、各主体間での情報を共有します。

環境指標

環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合

2018年度 47% 現状 ▶ 2024年度 67% 目標

※個別計画の策定等により指標が変更された場合には、見直します。

第２次浜松市人権施策推進計画

令和２年度
▼
令和６年度

計画策定にあたって

人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。

これは、「お互いの個性を尊重」し「違いを認め合う」、誰もが持っている「思いやりの心」「相手の気持ちを考えること」によって守られています。

しかし、いじめや虐待、ハラスメントなどで「幸せに生きていく権利」が奪われたり、偏見や差別を受けて「自分らしく生きる権利」が奪われたりしています。

私たちの周囲には、まだまだ様々な人権問題が存在しています。

この計画は、浜松市に暮らすすべての市民の方が、様々な人権について知り考え、そして行動し「思いやりあふれる社会」となることを願い策定しました。

第２次浜松市人権施策推進計画で目指すもの

政策目標　思いやりあふれる社会の実現

すべての人が、「幸せに生きていく」ことができ、「自分らしく生きていく」ことができるために、「思いやりあふれる社会の実現」を目指した取り組みを推進します。

平成30年実施の人権に関する意識調査結果より

	はいの回答
問1. 人権は重要なことだと思いますか？	94.4%
問2. 自分以外の人の人権を尊重できていますか？	68.8%
問3. 人権尊重の意識が、生活の中に定着していますか？	30.2%

この結果から、「人権尊重意識の定着に向けた取り組みが大切」と考えます。
そこで、「人権尊重意識が定着した社会とは」と想像した時に、それは「思いやりがあふれる社会」になっていることだと考えられます。

基本姿勢　人権尊重意識の定着 ～気づき育み人権を身近に～

「人権への気づきにつながるような事業」や「正しい知識と理解を深められるような事業」の推進に取り組みます。

人権尊重の意識の定着のためには、まわりの人への思いやりの気持ちを持つことが大切です。
また、毎日の生活のなかに人権に結びつくことが多くあることに気づくことも大切です。

こうした「気づき」によって蒔かれた人権の種は、「正しい知識と理解」という栄養によって大きく育ちます。

体系図

施策の方向性・取り組み

政策目標

思いやりあふれる社会の実現

基本姿勢

人権尊重意識の定着～気づき育み人権を身近に～

重点的な取り組みの方向性

1. 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育
2. 学校における人権教育
3. 地域社会への啓発
4. 企業における人権啓発
5. 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等
6. 人権を身近に感じる啓発活動
7. 相談・支援の推進

分野別施策の取り組み

1. 女性の人権
2. 子どもの人権
3. 高齢者の人権
4. 障がいのある人の人権
5. 同和問題（部落差別）
6. 外国人の人権
7. 刑を終えて出所した人の人権（再犯防止推進計画）
8. 性的マイノリティの人権
9. その他の人権問題

この計画と関連するSDGs（持続可能な開発目標）

重点的な取り組みの方向性

1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

方向性

将来の人格形成に向けて重要な幼児期に
- ●人権への気づきと芽生えとなるような教育
- ●保護者への学習機会を提供

主な取り組み

- ●幼・小・中学校の保護者対象の人権講座
- ●人権啓発絵本の作成
- ●世代間交流事業

2 学校における人権教育

方向性

発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、正しい知識を理解していくために
- ●学校での人権教育の充実
- ●教職員への研修

主な取り組み

- ●人権教育の推進
- ●人権教室の実施
- ●教職員対象の研修

3 地域社会への啓発

方向性

地域全体が思いやりあふれる社会となるように
- ●人権に気づく機会の提供
- ●正しい知識と理解を深める啓発活動

主な取り組み

- ●市民向けの講座
- ●人権講演会
- ●子どもの見守り活動

4 企業における人権啓発

方向性

企業の社会的責任（CSR）が重要視され、企業にも人権に関する正しい知識と理解を深めることが求められているので
- ●企業における啓発活動及び支援

主な取り組み

- ●企業向け人権講座
- ●企業の社会貢献活動相談支援

5 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

方向性

人権教育・啓発の推進には、教職員、市職員が正しい知識と理解を深めることが重要
- ●研修会、講座等の実施
- ●人権尊重意識の高い人材育成

主な取り組み

- ●人権だよりの発行
- ●教職員対象の研修
- ●市職員対象の研修
- ●市町人権教育連絡協議会

6 人権を身近に感じる啓発活動

方向性

人権を身近に感じ、人権への気づきの場面を提供するために
- ●気軽に参加できるイベント、講演会
- ●多くの市民が参加するイベントでの啓発活動

主な取り組み

- ●コンサートなどの誰もが気軽に参加できる人権啓発イベントの開催
- ●多言語による情報提供
- ●人権啓発活動地域ネットワーク事業

7 相談・支援の推進

方向性

人権擁護委員、法務局等とともに
- ●人権に関する悩みの相談
- ●人権の分野に応じた相談・支援
- ●相談機関の周知

主な取り組み

- ●地域包括ケアシステム体制の構築
- ●安心して相談できる相談体制の推進
- ●ICTを活用した相談事業や情報の提供

分野別施策の取り組み

1 女性の人権

現状と課題
- 性別による役割分担意識の存在
- DV、セクシュアル・ハラスメント

など

取り組みの方向性
- 男女間の格差解消に向けた教育・啓発
- 女性への暴力を見逃さない地域づくり
- 安心して相談できる環境整備 など

2 子どもの人権

現状と課題
- 児童虐待、いじめ
- 子どもの貧困 など

取り組みの方向性
- 子どもの人権が尊重される教育・啓発
- 子どもに関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化
- 地域の子どもを守る活動支援

など

3 高齢者の人権

現状と課題
- 高齢者への虐待
- 高齢者への詐欺や悪質商法被害

など

取り組みの方向性
- 高齢者の人権が尊重される教育・啓発
- 高齢者が自立して生活できる環境づくり
- 高齢者への相談・支援 など

4 障がいのある人の人権

現状と課題
- 障がいのある人への配慮の不足
- 障がいのある人の高齢化
- 発達に課題のある子どもの顕在化

など

取り組みの方向性
- 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進
- 地域で生活しやすい環境づくり
- 障がいのある人への相談・支援 など

5 同和問題（部落差別）

現状と課題
- 正しい知識と理解の不足
- 結婚や就職の際の心理的差別の存在 など

取り組みの方向性
- 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- 周辺住民との交流促進 など

6 外国人の人権

現状と課題
- 外国人材の受入れ拡大
- 文化や言語の違いによるトラブル
- 相互理解及び交流の促進など

取り組みの方向性
- 多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発
- 外国人市民への情報提供・相談・支援 など

7 刑を終えて出所した人の人権（再犯防止推進計画）

現状と課題
- 刑を終えて出所した人への偏見
- 検挙人員に占める再犯者割合の増加 など

取り組みの方向性
- 犯罪や非行をした人の就労・修学支援
- 保健・福祉サービスの提供支援
- 関心を深めるための啓発活動

など

8 性的マイノリティの人権

現状と課題
- 正しい知識と理解の不足
- 周囲からの偏見や差別、生活の不便さ など

取り組みの方向性
- アウティング（第三者への暴露）の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動
- 生活の不便さを解消できるための取り組み など

9 その他の人権問題

現状と課題
- HIV感染者、ハンセン病患者への偏見や差別
- 犯罪被害者等に対する人権問題
- インターネット利用にともなう人権問題
- ホームレスへの嫌がらせや暴力 など

取り組みの方向性
- 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- 犯罪被害者等及びホームレスに対する支援 など

浜松市 健康福祉部 福祉総務課人権啓発センター

〒430-0916 浜松市中区早馬町２番地の１　TEL.053-457-2031　FAX.053-450-7702

URL https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/　浜松市人権施策推進計画　検索

令和２年３月発行

令和6年度第3回東地域分科会　事前準備シートとりまとめ結果

協議ウ	令和６年度パブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて

※回答数 17

No.	件名	実施時期	取扱い希望　集計		
			代表会	地域分科会	資料配付
1	浜松市総合計画基本計画（案）	8～9月	3	12	2
2	第４次浜松市教育総合計画（案）	8～9月	2	7	8
3	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の工事規制区域及び特定盛土等規制区域の告示（案）	11月	7	1	9
4	第３次浜松市中山間地域振興計画（案）	10～11月	6	4	7
5	浜松市国際戦略プラン（案）	11月	5	2	10
6	（仮称）浜松市公共施設等総合管理計画（案）	11月	4	6	7
7	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画（案）	11月	3	7	7
8	第４次浜松市男女共同参画基本計画（案）	11～12月	4	7	6
9	第３期浜松市スポーツ推進計画（（仮称）浜松市スポーツ推進ビジョン）（案）	11月	5	3	9
10	（仮称）浜松市こども計画（案）	11～12月	1	13	3
11	浜松市農業振興ビジョン（案）	11月	4	5	8
12	浜松市のみちづくり計画（案）	11月	4	8	5
13	第３次浜松市環境基本計画（案）	11～12月	3	8	6
14	第３次浜松市人権施策推進計画（案）	12～1月	5	4	8

No.	取扱い希望（案）
1	地域分科会
2	資料配付
3	代表会
4	代表会
5	資料配付
6	資料配付
7	地域分科会
8	地域分科会
9	資料配付
10	地域分科会
11	資料配付
12	地域分科会
13	地域分科会
14	資料配付

交通（人身）事故日報　（令和　6年　5月　31日分）

1　本県の人身事故

区分	当日 件数	当日 死者	当日 傷者	当月累計 件数	当月累計 死者	当月累計 傷者	当年累計 件数	当年累計 死者	当年累計 傷者
当年	31		64	1,460	5	2,841	7,291	29	9,153
前年	47		76	1,500	6	1,949	7,534	31	9,583
増減数	-16		-12	-40	-1	+106	-243	-2	-430
増減率	-23.9		-14.7	-2.7	-16.7	5.5	3.2	38.1	-4.4

2　死亡事故の状況等

5／31（金）
なし
6／1（土）
なし
6／2（日）
なし

死亡事故発生件数　28件（前年比＋7件）
30日死者　5人（前年比＋2人）

3　全国の死者　5月　30日現在

NO	都道府県名	死者数	増減
1	東京（2）	60	16
1	千葉（0）	60	12
3	愛知（0）	56	-7
4	大阪（0）	46	24
5	兵庫（0）	43	5
5	神奈川（0）	43	3
7	茨城（0）	39	2
8	埼玉（0）	36	
9	福岡（1）	36	4
10	栃木（0）	31	1
11	北海道（0）	30	-9
12	静岡（0）	29	8

全国死者
979人（　-21人　-2.1%）
（当日死者数　8人）
注：死者数欄（　）内は当日分

4　本県の交通事故死者の状態別

区分	当日	当月累計 当月	当月累計 増減数	当月累計 増減率	当年累計 当年	当年累計 構成率	当年累計 増減数	当年累計 増減率
自動車			-1	-100.0	6	20.7	2	-25.0
内ペルト非着					2	6.9	-1	-33.3
自二車		1	-1	-50.0	1	3.4	-2	66.7
一般原付					3	10.3	3	
自転車		3	3		7	24.1	6	600.0
歩行者		1	-2	-66.7	12	41.4	3	33.3
その他								
合計		5	1	16.7	29	100.0	8	38.1

5　全人身事故の類型別件数

区分		当日	当月累計 当月	当月累計 増減数	当月累計 増減率	当年累計 当年	当年累計 構成率	当年累計 増減数	当年累計 増減率
人対車両	横断中	1	30	11	57.9	111	1.5	-6	-5.1
	横断歩道	1	37	4	12.1	271	3.7	13	5.0
	その他		25	6	31.6	166	2.3	14	9.2
	その他	1	38	-5	-11.6	170	2.3	-20	-10.5
	小計	3	130	16	14.0	718	9.8	1	0.1
車両相互	正面衝突	1	28	7	33.3	117	1.6	9	8.3
	追突	18	502	25	4.7	2,565	35.2	46	-1.8
	出会い頭	21	451	-9	-2.0	2,136	29.3	-99	-4.4
	追越すれ違い時	2	34	6	21.4	123	1.7	-7	-5.4
	右左折時	3	152	5	3.4	758	10.4	-7	-0.9
	その他	3	143	-24	-14.5	745	10.2	-34	-4.4
	小計	48	1,308	40	-3.0	6,444	88.4	-184	-2.8
車両単独			22	-16	-42.1	128	1.8	-60	-31.9
踏切						1	0.0		
合計		51	1,460	-40	-2.7	7,291	100.0	-243	3.2

（令和　6年　3月　31日分）

6　警察署別発生状況

区分	当日 件数	当日 死者	当日 傷者	当月累計 件数	増減	死者	増減	傷者	増減	当年累計 件数	増減	死者	増減	傷者	増減
下田	2		2	18	5			23	1	78	6	1	1	106	3
伊豆				16	-1			34	14	99	-5	1	1	133	14
熱海	2		3	45	9	1	1	58	15	283	19	1	1	324	19
伊東	3		4	20	3		1	32	-9	95	-6		-1	128	-25
沼津				7	-1			13		48	-18		-1	72	13
沼津	2		2	77	-9		-1	106	2	432	23	3		530	-17
裾野				33	10			40	10	150	49		-1	184	-51
御殿場	2		2	32	10	1	1	38	14	153	-11	2	2	188	30
富士	3		3	105	1	1		127	5	480	-30	4	1	602	21
富士宮	2		3	44	21		1	64	21	236	13		2	304	-18
清水	2		2	101	13			117	13	480	20	2	2	583	8
静岡	5		5	91	-22		-1	98	-37	483	-24		-2	554	48
静南	1		1	79	17			100	16	391	67	1	1	495	-61
藤枝	2		2	49	1	1	1	54	-9	229	-28	2		279	-43
焼津	2		5	60	-5		-1	74	-7	309			-1	385	13
島田	2		3	35	2			51	9	161	32	1		201	-9
吉田	2		3	38	5			35	7	104	8			142	3
菊川				19	8			22	-11	107	-23			137	-37
掛川	1		1	56	-13			44	-24	265	28	3	3	330	26
袋井				36	25			43	10	185	47	1	1	239	-62
磐田	3		5	65	1			76	-15	372	24	4	4	451	-14
天竜				10	6			11	4	27	1			32	4
浜北	1		1	29	2	1	1	35	-6	154	-31	2	2	189	-44
浜東	4		5	136	7			102	-11	790	-1			896	-10
浜中	8		9	191	61			252	71	726	109			897	135
浜西				48	3			66	11	240	7			317	-9
湖北	1		4	11	37			16	44	156	79	1	1	188	-125
湖西	1		1	22	1			31	1	98	11			129	14
交通隊				20	7			39	21	93	12		4	163	22
合計	51		64	1,460	-42	5	-7	1,860	106	7,291	-245	29	8	9,163	-420
（ブロック別発生状況　※高速隊は除く）															
伊豆	7		9	106	9	1		158	21	583	-4	3	1	763	-30
東部	9		10	291	-9	2	-1	373	10	1,441	-117	9		1,803	-137
静岡	8		9	271	25		1	315	40	1,354	71	3		1,612	101
中部	8		11	166	-9	1		215	-14	792	-48	3	-1	1,007	-36
西部	4		6	157	-45			186	96	927	-18	8	8	1,157	-92
浜松	15		20	449	47	1	1	553	26	2,101	3	3	3	2,648	46

7　各種事故別

区分	当日 件数	当日 死者	当日 傷者	当月累計 件数	増減	死者	増減	傷者	増減	当年累計 件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				11	-5			11	-7	52	-7			55	-12
園児				16	-9			20	-9	87	-8			101	7
小学生	1		1	55	10	1	1	61	8	212	-42	1	1	242	-44
中学生	1		1	45	12			44	7	160	-17			161	-25
高校生	1		1	102	3			99	5	413	30	1	1	388	33
高齢者	15		10	520	-50	2	-1	261	-45	2,779	154	17	4	1,465	-156
自転車乗	12		19	349	-13	1		440	-13	1,565	-54	9	1	2,225	-38
若者運転	9		11	305	14		3	389	37	1,398	-82	3	-1	1,824	-131
初心者	3		3	64	14			78	7	243	-1			319	-35
歩行者	3		3	131	16	1	2	129	12	733	9	12	3	734	3
自転車	5		5	253	-9	3	3	249	-11	1,087	-108	7	6	1,049	-123
一般原付車	2		2	67	6			71	7	397	18	4	4	413	11
二輪車	1		1	91	5	1	-1	92	2	390	6	1	-2	423	22
無免許				6	2		-1	9	2	16	1	1		22	2
飲酒				4	-1			5		20	-4	1	1	22	-9
交差点	25		31	639	5	4	2	753	2	3,092	-20	13	8	3,729	59

浜松東署管内の交通事故日報

（令和　6年　5月　31日分）

1　発生状況

区分	当日 件数	当日 死者	当日 傷者	当月累計 件数	当月累計 死者	当月累計 傷者	当年累計 件数	当年累計 死者	当年累計 傷者
当年	4		5	138		162	700		896
増減	-1			7		-11	-1		-10
増減率	-25.0		0.0	5.3		-6.4	-0.1		-1.1

2　路線別

区分	当日 件数	当日 死者	当日 傷者	当月累計 件数	当月累計 死者	当月累計 傷者	当年累計 件数	当年累計 増減	当年累計 死者	当年累計 傷者
国道				31		35	146	6		204
主要地方道				14		17	51	5		66
一般県道				17		19	85	5		103
市町村道	3		4	70		85	372	-14		465
その他	1		1	6		6	47	-3		58

3　市区町別

区分	区分累計 件数	区分累計 死者	区分累計 傷者	当年累計 件数	当年累計 増減	当年累計 死者	当年累計 増減	当年累計 傷者	当年累計 増減
浜松市	138		162	700	-1			896	-10

4　当事者別件数　（第1当）

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		2	15	6
中型車		4	9	-1
準中型車		3	11	-2
普通車	4	123	628	6
二輪車		4	13	-3
自転車		1	20	-4
歩行者				
その他				

注：不明は除く

5　居住地別件数　（第1当）

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	2	60	357	75
管内外	1	70	305	62
外県外	1	7	34	10

注：不明は除く

6　年齢別件数　（第1当）

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		1	4	-1
16～19歳		4	31	
20～24歳		13	73	-32
25～29歳		14	79	26
30～39歳	1	23	95	-7
40～49歳		26	126	5
50～59歳		17	105	4
60～64歳	1	5	45	-12
65歳以上	2	24	167	20
不明		1	4	2

7　事故類型別件数

区分		当日	当月	当年	増減数
人対車両	対向（背）横断中		1	13	3
	横断中 横断歩道		1	8	-5
	横断中 その他		3	12	6
	その他			11	-4
	小計		5	44	0
車両相互	正面衝突		1	4	2
	出会い頭	2	34	268	23
	出会い頭 片側一方通行時	2	54	240	-9
	右左折時		2	9	2
	その他 右左折時		11	55	-8
	その他		10	74	2
	小計	4	132	650	8
車両単独			1	6	-9
踏切					
合計		4	138	700	-1

8　各種事故別

区分	当日累計 件数	当日累計 死者	当日累計 傷者	当月累計 件数	当月累計 死者	当月累計 傷者	当年累計 件数	当年累計 増減	当年累計 死者	当年累計 増減	当年累計 傷者	当年累計 増減
幼児				2		2	7	-1			6	-1
児童				1		2	14	3			17	0
小学生				1		1	11	-18			13	-22
中学生				6		6	17	1			17	1
高校生				13		13	47	6			40	
高齢者	2			45		49	224	-4			97	-27
免許運転	2		2	34		41	162	17			210	21
歩行者				5		5	46	2			47	3
自転車				24		24	91	-28			88	-32
一般原付				5		5	34	5			37	8
自二車				8		9	27	3			29	-3
不者長期				31		35	153	-6			201	-2
初心者				4		6	30	7			35	14
無免許							2				3	1
飲酒				1		1	2				2	1
交差点	1		2	57		68	284	-29			348	-32

令和６年度第１回東地域分科会　地域福祉委員会　活動報告

日　時　令和６年５月２２日（水）９：３０～１１：１５
会　場　東行政センター　３階　３３会議室
出席者　小栗 恭子、栗田 孝代、清水 猶、田中 美代子、宮下まゆみ（50音順・敬称略）
　　健康福祉部中央福祉事業所　長寿支援課　専門監　鈴木 和紀、
　　健康福祉部中央健康づくりセンター　専門監　山下 博美
　　こども家庭部中央福祉事業所　児童家庭課技監（統括支援員）石原 美奈子
　　※石原技監については、第１回の講師を依頼
事務局　東行政センター（地域振興）　石田　麻奈美

（１）こども家庭センターについて

令和６年４月１日に市内７か所に開設された「こども家庭センター」について、地域福祉委員会の関係課であり、こども家庭センター長（統括支援員）の児童家庭課技監 石原さんから、「こども家庭センターについて」との内容で、別添資料によりお話いただいた。

＜こども家庭センター＞

「子育て世代包括支援センター」（母子保健分野）と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉分野）の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体となって相談支援を行う機関。

※令和６年４月１日　東行政センター２階に「東こども家庭センター」開設

＜主な質疑応答＞　※Ｑ：委員（意見含む）、Ａ：石原さん

・Ｑ：相談に来る人は、窓口対応になるのか？
　Ａ：ケースバイケースだが、相談の場合は、なるべく個室を使っている。
・Ｑ：親になるための精神的な準備へのサポートもしてほしい。
　Ａ：親子健康手帳交付時やパパママレッスン、訪問等での支援を心掛けている。
・Ｑ：サポートプランの作成とあるが、介護サービスのケアマネージャーのような人を育てていくのか？人は足りているのか？
　Ａ：地区担当保健師等、今までも支援に携わっている職員が中心となり、対象者との関わりの中で、対話を通じてサポートプランを作成し、見える化していく。新しい取り組みのため、現在研修中である。地区担当保健師や家庭児童相談室職員だけではなく、必要に応じて、行政や地域の関係機関等とも連携し、みんなで支援をしていく。丁寧な関わりを必要とするケースも増えており、東こども家庭センターの人手は不足している状況ではある。

【裏面あり】

（２）次回開催について

＜第２回地域福祉委員会＞
日時：６月１９日（水）９時３０分～
場所：東行政センター　３２会議室
内容：自立援助ホーム　Ｒｅ・バースについて

※ 自立援助ホーム　Ｒｅ・バースさんへの質問事項を取りまとめ、事前に講師にお伝えすることとした。

これからの公共交通の方向性について

【背景】

近年、運転手不足、燃料費の高騰等による運行経費の増加や利用者減少による収支悪化に伴い、全国的に路線バスの減便・退出が続いております。本市においても同様であり、浜松市地域公共交通会議では、度々、本市の路線バスの運行を担っている民間事業者より路線退出の申し出がなされています。

東地域においても、蒲小沢渡線（さぎの宮系統）イオンモール浜松市野～笠井本町、（東高系統）市野上～笠井本町及び早出さぎの宮線の３路線について退出の申し出があり、蒲小沢渡線（さぎの宮系統）以外の２路線については、既に退出するなど、路線バスの便数は減少の一途で、利便性は著しく低下しております。

地域社会においては、高齢化の進展、交通事故件数や温室効果ガス排出量の削減の必要性などを鑑みると、公共交通の重要性は、寧ろ増しております。東地域分科会として、公共交通について情報共有したいので下記のとおり要望します。

記

〔浜松市の公共交通に関する勉強会と意見交換会〕

（形式）

東地域分科会、浜松市交通政策課、遠州鉄道株式会社運輸事業部等での実施

（内容）

・公共交通に対する浜松市の行政機関としての責務及び、交通網に対する考え方

・路線バスを運行し公共交通を担っている運行事業者の責務及び、交通維持に関する考え、維持するための方策や企業努力の現状について

・退出や減便が続く現在の路線バスについて、少子高齢化がさらに進展する今後において、概ね１０年後の姿、イメージについて

令和６年６月 14 日

報 道 発 表

浜松市 市民部 市民協働・地域政策課
地域政策グループ
TEL 053-457-2094

浜松市

区協議会の開催日程について（令和６年度・№4）

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名		回数	日 時	場 所	会議内容（予定）	傍聴定員	問合先
中央区協議会	中地域分科会	第3回	6月26日（水）14:00～	浜松市役所北館1階 101・102会議室	・（協議）令和6年度パブリック・コメントの取扱いについて ・（協議）令和7年度以降の区政運営方針における将来像について ・その他	5人程度（先着順）	中央区役所区振興課 TEL:457-2210
	東地域分科会	第3回	6月20日（木）13:30～	東行政センター 3階 31・32会議室	・（協議）令和6年度パブリック・コメントの取扱いについて ・（協議）令和7年度以降の区政運営方針における将来像について ・（協議）令和6年度地域力向上事業（助成事業）の提案について ・地域課題について ・その他	5人程度（先着順）	東行政センター TEL:424-0115
	西地域分科会	第3回	7月3日（水）13:30～	西行政センター 3階 大会議室	・（協議）令和6年度パブリック・コメントの取扱いについて ・（協議）令和7年度以降の区政運営方針における将来像について ・（協議）令和6年度地域力向上事業（助成事業）の提案について ・地域課題について ・その他	5人程度（先着順）	西行政センター TEL:597-1112
	南地域分科会	第3回	6月28日（金）13:30～	南行政センター 3階 大会議室	・（協議）令和6年度パブリック・コメントの取扱いについて ・（協議）令和7年度以降の区政運営方針における将来像について ・（協議）令和6年度地域力向上事業（協働センター等を核とした地域課題解決事業）の提案について ・その他	5人程度（先着順）	南行政センター TEL:425-1120
浜名区協議会	北地域分科会	第3回	6月26日（水）15:30～	北行政センター 3階 31・32会議室	・（協議）令和6年度パブリック・コメントの取扱いについて ・（協議）令和6年度地域力向上事業（助成事業）の提案について ・地域情報について ・その他	5人程度（先着順）	北行政センター TEL:523-1168
	浜北地域分科会	第3回	6月27日（木）13:30～	浜名区役所 3階 大会議室	・（協議）令和6年度パブリック・コメントの取扱いについて ・その他	10人程度（先着順）	浜名区役所区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会		第3回	6月27日（木）14:00～	天竜区役所 2階 21・22会議室	・（協議）令和6年度パブリック・コメントの取扱いについて ・地域課題について ・その他	5人程度（先着順）	天竜区役所区振興課 TEL922-0013

＊傍聴の申し込みは、上記の問合先へご連絡ください。

SDGs未来都市・浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」